

はじめに

今日、グローバル化の進展は、世界的な大競争をもたらし、26年連続製造品出荷額日本一に象徴されるように、モノづくりでわが国の発展をリードしてきたこの地域においても、産業の空洞化が進んでおります。

一方、本県産業においては、中部国際空港や愛知万博といった大交流時代を先導する事業が実現する2005年を目前にして、グローバル化の流れを大きなビジネスチャンスと捉え、積極的に対応し、活用していくことも求められております。

そのためには、研究開発を積極的に推進し、その成果を保護し、最先端の技術・製品を産み出していく知的財産の創造・保護・活用という循環をきちんと働かせることにより、国際競争力のある新しい分野を開拓していくことが必要です。

そうした中、国でも、産業の競争力の強化を図るため、知的財産基本法の制定や知的財産推進計画の策定を始めとする知的財産立国の取組を、急ピッチで進めており、地域においても、その特性を生かした独自の取組が強く求められております。

こうした状況を踏まえ、本県では、知的創造サイクルの実現を通して、産業の高度化や新分野展開、さらには新産業の創出などをめざす知的財産立県づくりに地域をあげて取り組んでいくこととしました。

その第一歩として、知的財産立県の指針となり、行動計画となる「あいち知的財産創造プラン」を、産・学・行政の関係者による「愛知県知的財産戦略会議」で御検討いただき、このたび取りまとめることができました。

県といたしましては、このプランの実現に向け全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様をはじめ、企業、大学、国、市町村、関係機関・団体の皆様の御協力を心からお願い申し上げます。

平成16年3月

愛知県知事 神田 真秋



目 次

第 1 章 愛知県における知的財産の現況と課題	3
1 . 愛知県の産業の特徴と課題	3
(1) 産業構造の特徴	3
(2) 本県産業の特徴と課題	4
2 . 知的財産の現況と問題点	8
(1) 国における知的財産の取り組み	8
(2) 愛知県における知的財産の現況	9
(3) 県内の企業における知的財産の取り組み	9
(4) 県内の大学等における知的財産の取り組み	15
(5) 県内の知的財産に関連する団体・行政機関等の取り組み	17
3 . 取り組むべき課題	21
(1) 知的財産を大切にす意識の高揚	21
(2) 人材や知的財産という地域ポテンシャルを活用する仕組みづくり	21
(3) 選択と集中による産・学・行政の連携による取り組み	22
(4) 産・学・行政主体別の課題	22
第 2 章 あいち知的財産創造プランの基本方針	28
1 . あいち知的財産創造プランの目標・期間	28
2 . あいち知的財産創造プランの実現に向けた基本方策と主体別の役割	・ 30
(1) プランの実現に向けた基本方策	30
基本方策 - 1	30
知的財産を大切にす風土づくり・基盤づくり	
基本方策 - 2	32
知的財産を活用したたくましい中小企業づくり	
基本方策 - 3	33
産・学・行政連携による知的財産の創出	
(2) プランの実現に向けた主体別の役割	34

第3章 プラン実現に向けた主体別の取り組み方策	36
1. プラン実現に向けた主体別の役割と展開	36
(1) 企業が主体的に取り組む方策	37
(2) 大学等が主体的に取り組む方策	46
(3) 産・学・行政が連携し取り組む方策	51
(4) 行政(県)が主体的に取り組む方策	68
あいち知的財産創造プランの推進に向けて	82
参 考 資 料	83
・ あいち知的財産創造プランの検討経過	
・ 愛知県知的財産戦略会議 設置要綱	
・ 愛知県知的財産戦略会議 委員名簿	
・ 愛知県知的財産戦略会議ワーキンググループ 委員名簿	
【用語の説明】	88

トピックス

愛知県のものづくり産業・技術発展の歴史	7
デジタルコンテンツ産業の振興	14
特許を活用してがんばる愛知の企業	27

第1章

愛知県における知的財産の現況と課題

これまで、愛知県は、「ものづくり」でわが国経済の発展を力強くリードしてきた。現在も、本県は自動車を中心に、世界的な競争力を持つ大企業や多業種にわたる層の厚い中小企業が集積し、26年間製造品出荷額日本一を続けている。

しかし、社会経済のグローバル化が急速に進展し、国際的な大競争時代を迎える中で、中国をはじめとするアジア諸国は技術水準が飛躍的に向上しており、低い賃金水準と相まって競争力を一段と強めている。

その結果、規格・大量生産型の製造業を中心として、本県産業の空洞化が進行している。本県が、今後とも、産業活力を維持・強化して、わが国の発展をリードしていくには、独創的な技術・発想から生まれた特許等の知的財産を活用し、産業の一層の高度化・高付加価値化を図るとともに、ベンチャービジネスなど新産業の創出を図り、さらなる産業構造の高度化をめざしていくことが求められる。

そのためには、既存産業分野の高度化に加え、バイオ、ナノテクノロジー、情報をはじめとする新規成長産業分野を戦略的に育成していくことが不可欠であるが、そうした産業分野の誘致・振興に向けては、地域間競争が極めて厳しい状況となっている。

本章ではこうした視点から、愛知県の産業の特徴・実態を踏まえながら、知的財産に関する現況と課題を概観する。

なお、本県の知的財産に関する実態を的確に把握するため、平成15年度に、県内の10,000事業所に対するアンケート調査や、3,000事業所へのヒアリング調査（うち500事業所は調査員が訪問）を実施した（以下、「15年度本県アンケート」という）。

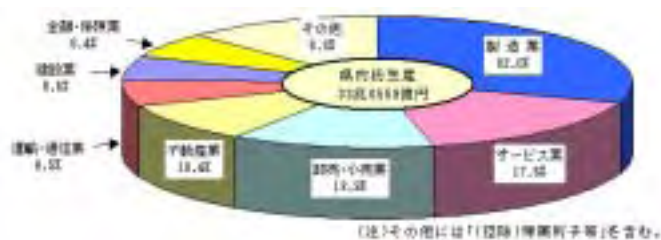
1. 愛知県の産業の特徴と課題

(1) 産業構造の特徴

愛知県における製造業の構成比は県内総生産の32%を占め、第2位のサービス業（17.5%）、第3位の卸売・小売業（13.9%）の合計を上回っており、文字どおり、県を支える基幹産業となっている。

一方、サービス業は、製造業に関連したデザイン業や機械設計業などで強みがあるものの、情報サービス業は、東京や大阪に比べて集積が弱い。卸売・小売業は、流通業界の構造変化や大型店の郊外進出の影響等から、販売額や事業所数が減少傾向にある。

図表1 県内総生産から見た県の産業構造



資料) 愛知の県民経済計算 (平成 13 年度実績推計)

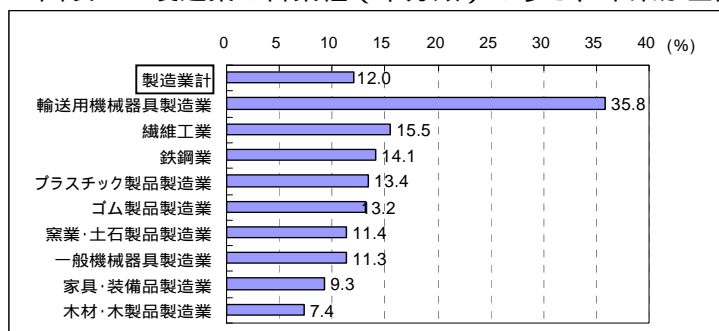
(2) 本県産業の特徴と課題

1) 製造業の特徴と課題

～輸送機械を中心とした厚みのある製造業が集積～

- ・本県製造業を、業種別に見ると、主力の輸送用機械を始め9業種でも出荷額が全国1位であり、幅広い業種において厚みのある集積がみられる。しかし、知的財産が多く出願される電気機器分野などは、これらの業種に比べ集積は弱い状況にある。

図表2 製造業の各業種(中分類)のうち、本県が全国1位の業種とそのシェア



資料) 工業統計調査 (平成 13 年)

- ・県内の製造業事業所数は、この10年間にその1/4が減少するなど空洞化が急速に進行している。

図表3 県内製造業事業所数

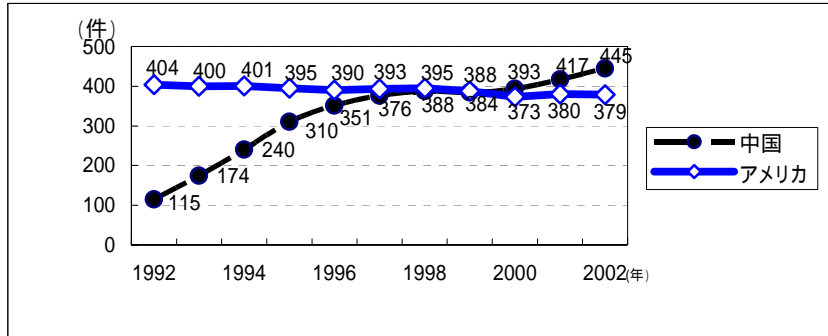
年	事業所数	H13/H3
平成13年	25,984 事業所	74.4%
平成3年	34,916 事業所	

資料) 事業所統計調査

- ・また、県内企業の海外進出と生産活動のグローバル化が進んでおり、海外における知的財産の保護が重要になりつつある。特に、ここ10

年で県内企業の中国への進出が急増し、2000年からは、アメリカを上回っている。

図表4 愛知県内企業の海外進出拠点数推移



資料) 2002年における愛知県内企業の海外事業活動((社)愛知県産業貿易振興会)

- ・本県が空洞化を克服し、海外との競争に打ち勝つためには、研究開発に積極的に取り組み、その成果を、知的財産として製品や製造プロセスに生かし、高い付加価値や強い競争力を持つ産業へ進化していくことが必要である。
- ・また、裾野の広い輸送機器などを中心に、親企業を頂点として、下請け企業群が階層化するピラミッド型の企業構造がみられるが、企業グループの枠を超えた取引が日常化する中で、立場の弱い下請け企業が知的財産を活用し新たな経営革新を図ることも課題である。

2) 新規成長産業分野の特徴と課題

～新規成長産業分野の集積は不十分であり、戦略的な育成が必要～

- ・バイオテクノロジーやナノテクノロジー、情報コンテンツ、医薬等の新規成長産業分野では、技術開発が急速に進展しており、新たな市場で勝ち残れるかどうかは、知的財産の創造・活用が重要なカギとなっている。

<バイオ・医薬>

- ・県におけるバイオテクノロジー分野の集積をみると、県内におけるバイオベンチャー企業数は7社で、全国第11位、トップの東京との格差は大きい。さらに、バイオテクノロジーに関連が深い医薬品等が含まれる化学工業でみても、全国9位と集積が弱い。このような中、当地域では再生医療や抗体試薬などの先進的な研究や技術開発、さらには事業化が進められるとともに、NPO組織であるバイオものづくり

中部などを中心にバイオ分野での事業化の取り組みが進められている。

図表5 国内バイオベンチャー企業数

東京	112社	北海道	32社	神奈川	26社	大阪	21社
京都	20社	茨城	17社	千葉	15社	福岡	11社
兵庫	9社	静岡	8社	愛知	7社		

資料)「平成14年度バイオ産業基盤形成事業報告書」(バイオインダストリー協会)

< ナノテクノロジー >

- ・ 県内企業のナノテク関連特許公開件数の割合は、全国の1%で、ナノテク研究開発は十分でない。当地域では、2003年度から、産・学・行政連携によるナノテクを研究テーマとした知的クラスター創成事業がスタートしており、今後ナノテク分野の研究開発や事業化の一層の展開が期待されている。

< 情報コンテンツ >

- ・ コンテンツ産業が含まれる情報サービス産業の売上高では全国4位であり、全国シェア4.5%と、1位の東京のシェア57.3%と比べ、圧倒的な差がついている。当地域では、3次元CADやコンピュータ・グラフィックなどの技術や産業の集積は厚く、今後、これらの集積を活用しつつ、コンテンツ等の新たな展開が求められる。

このように、新規成長産業分野における本県の集積は十分とはいえない状況にある。今後、本県の強み(ものづくり技術・人材の集積)を生かして、成長産業分野の育成と集積に戦略的に取り組んでいくことが必要である。

トピックス < 愛知県のものづくり産業・技術発展の歴史 >

愛知県は、国土の中央に位置するという恵まれた交通条件や、木曾川や矢作川など水資源に恵まれ、肥沃な土地や豊かな自然なども相まって、古くから様々な産業が興り、地域の発展を支えてきた。

とりわけ、江戸時代、名古屋が木曾檜など木材の集散地となったことなどから、和時計やからくり人形の技術が発達した。これらを生かして、明治時代以降、時計をはじめ、工作機械、繊維機械、さらには、航空機など様々な機械工業が育まれた。

そうした産業の振興を支えたのは、豊田佐吉翁をはじめとする多くの先人の真摯な努力による輝かしい功績の賜物であり、それが脈々と後継者に受け継がれ、現在の自動車や、宇宙ロケット、産業用ロボットをはじめ多くの分野に派生している。

また、明治以降、「繊維王国愛知」として、基幹産業の一翼を担った繊維は、戦後復興の先導的役割を果たし、現在もテキスタイルから産業資材まで、幅広く集積している。さらに歴史の古い窯業については、食器から、ガイシ、衛生陶器、点火プラグ、さらには、IC や LSI など電子部品のパッケージなどへと進化している。

このように、当地域には、ものづくり産業、技術発展の歴史があり、今後とも新しい独創的な技術や知的財産の創出にチャレンジしていくことが大いに期待される。

愛知県のものづくり産業・技術発展の歴史

(印は、特許の取得)

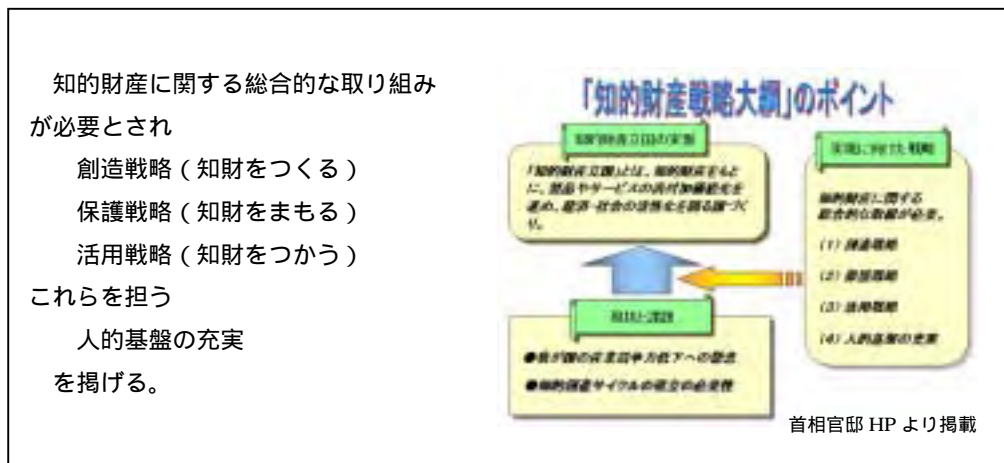
	江戸	明治	大正	昭和	平成
木材・木製品	木曾・飛騨材の集散地 仏壇、桐箆笥製造業の集積	M43 浅野板(合板) (浅野吉次郎) 海軍機の材料へ			伝統や集積を生かし、木材・木製品の製造品出荷額は、日本一
精密・工作機械	和時計(津田助左衛門) からくり人形(玉屋庄兵衛)	M26 愛知時計製造設立 M31 大隈鐘機商会設立 (オークマ)	T4 山崎鉄工所設立(ヤマザキマザック)		S16 豊田工機設立 ~NC加工 マシニングセンター ファクトリー- -トメ-ジョン 産業用ロボットへ
繊維	綿織物の一大産地	M24 木製人力織機 (豊田佐吉) M29 木製動力織機 (豊田佐吉) M31 片岡春吉毛織物を開始 M36 豊田式織機設立 (豊和工業)	T7 豊田紡織設立 T13 無停止杼換式自動織機完成(豊田佐吉・喜一郎) 全国一の毛織物産地形成		S1 豊田自動織機製作所設立 S8 豊田自動織機自動車部設置
自転車・自動車		M32 岡本松造自転車修理製造開始	T8 岡本自転車・自動車製作所設立(戦後解散)		S7 乗用車アツタ号 S11 トヨタ AA 型乗用車 S12 トヨタ自動車工業設立 S30 トヨタ生産方式 H8 ハイブリッドシステム ~燃料電池車へ
航空・宇宙			T9 愛知時計 航空機製造開始		S3 三菱航空機製作所開設 S14 零戦試作 S37 国産 YS11 初飛行 H6 H- ロケット1号機打上
窯業	瀬戸、常滑をはじめとする陶磁器産地の形成	M37 日本陶器設立 (ナリタケ)	T8 日本碍子設立 T13 伊奈製陶設立 (INAX)		S18 日本特殊陶業設立 ~電子セラミックス、構造用セラミックス、生体・化学・環境用セラミックス等へ多様化
食品	知多半島で、酒、酢、名古屋等で味噌、醤油が特産化	M20 中笠酢店創立 M22 丸三ビール(カブト麦酒)発売 M36 蟹江一太郎トリス製造開始	T8 敷島製パン設立		
その他		M21 鈴木政吉ヴァイオリンを製作 M29 日本車輛製造設立	T4 安井ミシン商会設立 (ブラザー) T5 電気製鋼所設立 (大同特殊鋼)		S5 鈴木ヴァイオリン製造設立 S33 東海製鉄設立

2. 知的財産の現況と問題点

(1) 国における知的財産の取り組み

- ・国際競争が激化する一方、少子高齢化の進展に伴い労働人口が減少する中、わが国が持続的な経済成長を遂げていくには、イノベーションによる知的財産が持続的に生み出され、社会的に活用できるよう、これまでの制度等を見直し、大胆な改革を早急に進める必要がある。
- ・こうした認識のもと、国は、2002年7月に「知的財産戦略大綱」で、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより活力ある経済社会を実現するための国家像として「知的財産立国」をめざすことを示した。
- ・2003年3月には、知的財産戦略本部を設置するとともに、知的財産基本法が施行され、同年7月には創造分野、保護分野、活用分野、コンテンツ分野、人材育成等の分野に重点をおいた「知的財産推進計画」が策定されるなど、「知的財産立国」の実現に向けた具体的な展開を積極的かつ迅速に進めている。

図表6 知的財産戦略大綱におけるポイント



図表7 国の知的財産関連の動き

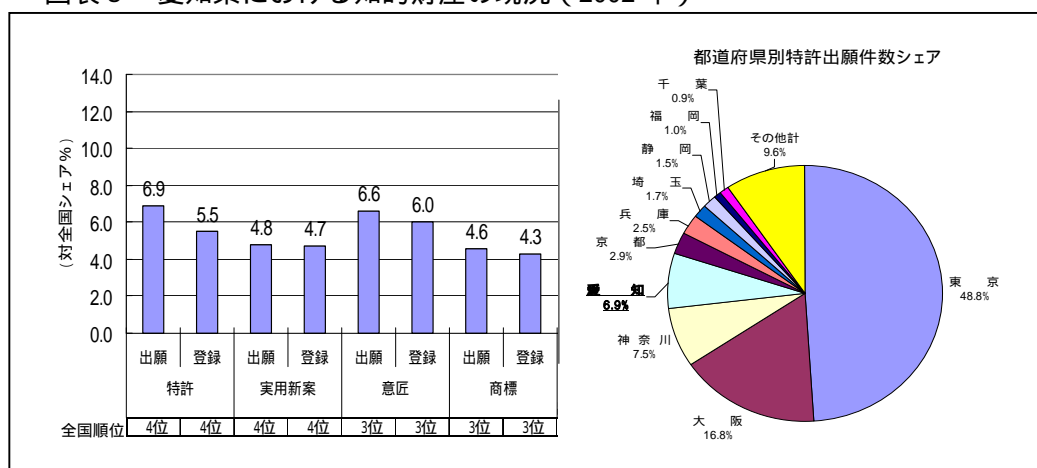
平成 14 年 2 月 25 日	知的財産戦略会議の開催を決定
平成 14 年 7 月 3 日	知的財産戦略大綱を決定 我が国の知的財産戦略が初めて明らかに 知的財産基本法の制定を提言
平成 14 年 12 月 4 日	知的財産基本法を公布
平成 15 年 3 月 1 日	知的財産基本法を施行 知的財産戦略本部を設置 営業秘密管理指針（平成 15 年 1 月） 知的財産の取得・管理指針（平成 15 年 3 月） 技術流出防止指針（平成 15 年 3 月）
平成 15 年 7 月 8 日	知的財産推進計画発表 創造分野、保護分野、活用分野、コンテンツ分野、 人材育成分野での具体的な推進計画を提示

(2) 愛知県における知的財産の現況

～ 特許出願件数は全国第4位、産業規模に比較して知的財産への取り組みが弱い～

- ・ 愛知県は製造品出荷額の全国シェア12%に比して、特許の出願件数の全国シェアは6.9%（全国第4位）、登録件数も全国シェアは5.5%（全国第4位）と低調である。このほか、実用新案、意匠、商標等の出願・登録の全国シェアも4.3%～6.6%（全国順位は実用新案が第4位、意匠・商標は第3位）と低く、知的財産の出願、登録の取り組みは総じて低調である。
- ・ 特許の分野別の出願状況では、「運輸」、「金属加工」、「エンジン」、「機械部品」等の分野で、県内企業が上位を占める一方、新規成長分野である「バイオ」、「情報記憶装置」、「電子回路・通信」では上位を占める企業が少ない。

図表8 愛知県における知的財産の現況（2002年）



資料) 特許行政年次報告書 2003年版

～ 改善提案や技能は全国1位～

- ・ ものづくりに係るノウハウの源泉といえる改善提案の件数等は、全国1位である。また、技能五輪国際大会におけるメダル獲得数では県内企業が全国の3分の2を占めるなど、ノウハウや技能の蓄積と、これを生み出すポテンシャルは非常に高い。

(3) 県内の企業における知的財産の取り組み

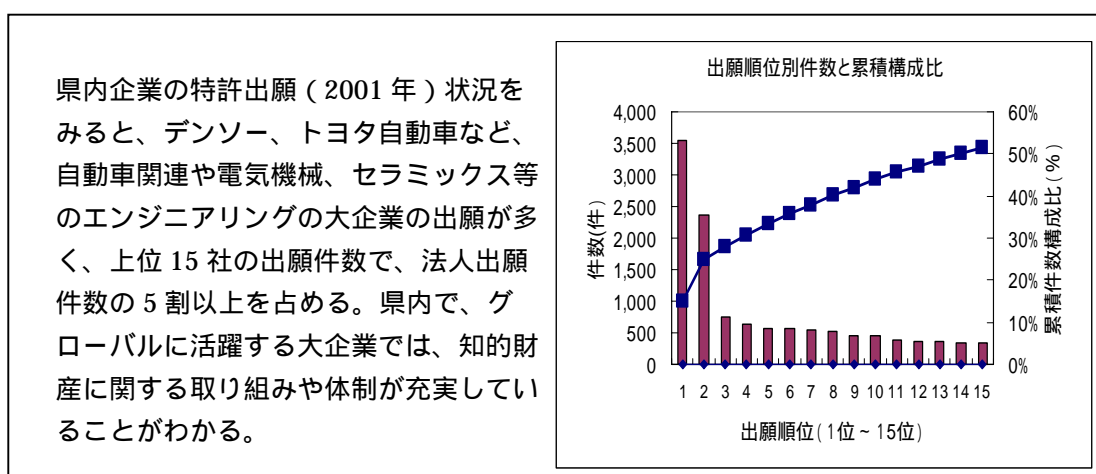
1) 企業における知的財産の創造の現況と問題点

～ 大企業では、知的財産の取り組みが活発～

- ・ 知的財産を創造する中心的な主体は企業であり、県内の大企業において

は自らが研究開発組織を設け、さらに、大学等との共同研究も進めることにより、活発に知的財産を創造している。県内企業の特許出願状況を見ると、出願件数の多い上位 15 社(自動車関連を中心とする大企業)で、企業出願件数の半数以上を占める。一方、出願件数「1 件～10 件未満」の企業が全体の 88%を占めている。これは、大企業の知的財産に対する取り組みが非常に活発で、知的財産を生み出す高い能力があることを示している。

図表 9 大企業を中心に知的財産や人材が集積



資料) PATOLIS (特許情報サービス会社) データから加工

～海外特許の出願件数も多いが、企業規模による格差が大きい～

- ・企業活動がグローバル化していることから、海外への特許出願も多く、15 年度本県アンケートによれば、特許出願をする企業の出願件数の約 3 割は海外への出願となっている。
- ・特許出願など、国内での知的財産創造の取り組みは、大企業では 57.7%、中小企業で 35.2%の実績がある。これに比べて、海外での取り組みは、出願に係る諸費用等の負担が高いことから、大企業はおよそ 3 社に 1 社であるのに対し、中小企業では、およそ 10 社に 1 社程度と取り組みが少なくなる。
- ・平成 14 年の海外出願件数は大企業の平均で 100.6 件 (回答企業数 (n) 70 社)、中小企業では平均 4.4 社 (回答企業数 53 社) となっており、格差が大きい。

図表 10 愛知県内企業の特許出願件数 (2002 年)

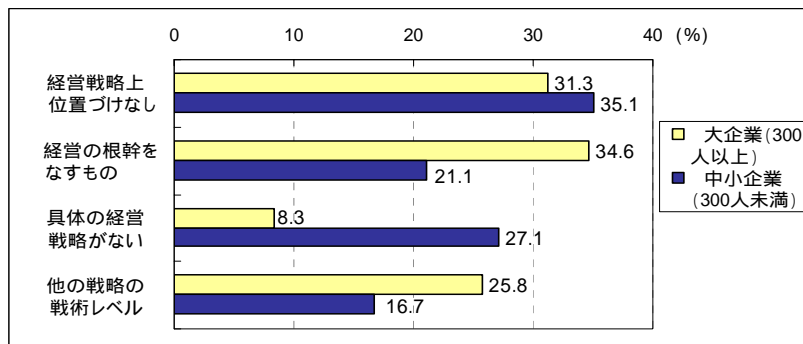
国内	大企業：平均	235 件(n=122)	中小企業では平均	10.2 件(n=185)
海外	大企業：平均	100.6 件(n=70)	中小企業では平均	4.4 件(n=53)

資料) 15 年度本県アンケート

～ 中小企業では、知的財産の取り組みが不十分～

- ・ 15年度本県アンケートでは、特に中小企業で「経営戦略上、位置づけていない」、「具体の経営戦略がない」の割合が高く、知的財産に関する経営者の意識が不足している。

図表 11 特に中小企業において知的財産に関する経営の意識が不足



資料) 15年度本県アンケート

- ・ 大企業の76%が知的財産の管理組織を持つのに対し、中小企業は39%に過ぎず中小企業では知的財産の管理体制や管理する人材が不足している。
- ・ 知的財産の創造の問題点では「研究開発など、知的財産を創造するための資金や人材が不足」が56.5%、「知的財産全般についてトップやスタッフの認識や関心が薄い」をあげる企業が38.6%、「特許などの知的財産の権利化のための資金や人材が不足」が27.7%と、資金や人材、経営意識の問題を指摘する企業が多い。

2) 企業における知的財産の保護の現況と問題点

～ 中小企業の約半数は侵害等に対応できない～

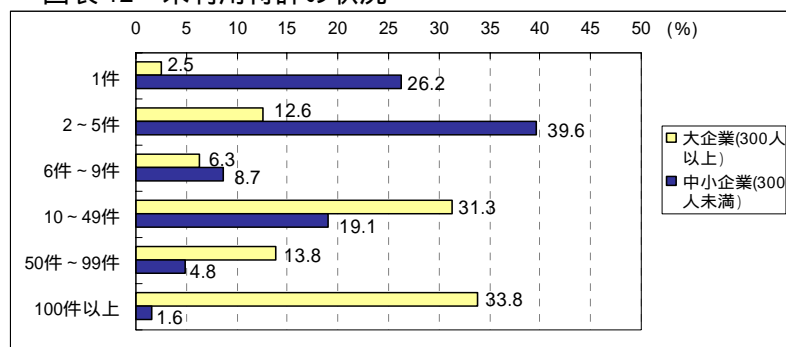
- ・ 15年度本県アンケートによれば、知財侵害や紛争等の経験がある事業所は全体の14.0%。規模別で見ると、大企業は34.4%、中小企業は9.5%が経験している。
- ・ 侵害されたあるいは侵害した場合の対策は、「日頃から市場や競合他社の(技術)動向の調査を十分に行う」が大企業で89.9%、中小企業で71.2%と多い。
- ・ このうち国外での侵害に対して、侵害された中小企業の約半数は調査が困難であったため、「ほとんど対応していない」と回答した。
- ・ 図面や金型等、意図せざる技術流出の問題もみられ、営業秘密等の保護対策強化が課題である。

3) 企業における知的財産の活用の現況と問題点

～ 中小企業を中心に知的財産の活用・流通等が進んでいない～

- ・ 知的財産の活用・流通（他への利用を許諾または他の知財利用）経験の有無では、大企業は 42.5% が活用・流通しているものの、中小企業では 10.8% にとどまっている。
- ・ 一方、未利用の特許をみると大企業を中心に 100 件以上保有する企業も多く、大企業の知的財産の活用・流通等の取り組みが全般的に低調である。
- ・ なかでも自らの知的財産の資源が少なく、他の知的財産の活用が期待されている中小企業における活用・流通等も意外に進んでいない。

図表 12 未利用特許の状況



資料) 15 年度本県アンケート

4) デジタルコンテンツ関連分野における知的財産の現況と問題点

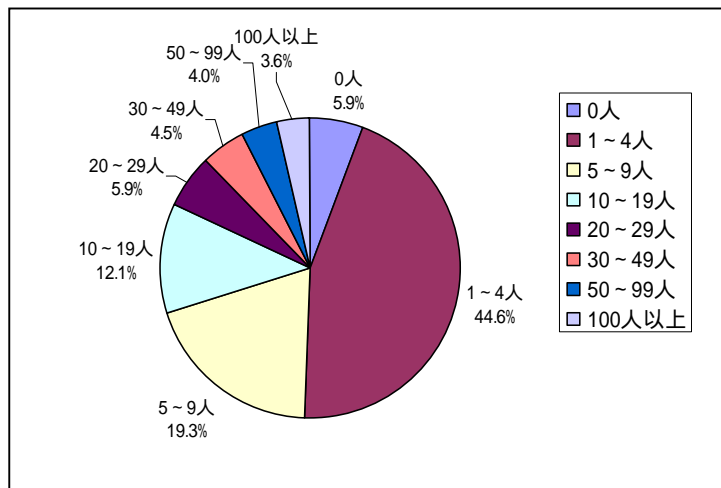
～ 成長産業であるが、経営規模が小さく、知的財産の確立やストックの活用が進んでいない～

- ・ デジタルコンテンツ関連分野は、インターネットやブロードバンドの普及とともに成長が大きく期待されている。一方で、国境を越え、瞬時に流通する性格を持つことから、知的財産として、適切かつ迅速に権利化する必要性があり、国際的な保護も強く求められている分野である。こうしたことから、国の知的財産推進計画でも、その振興が大きく取り上げられている。
- ・ 愛知県内にはテレビ局 6 社の集積があり、番組制作を手がけるプロダクションや企業 PR 用の映像等を制作するプロダクションの集積等がある。
- ・ このほか、カラオケ・携帯電話用の楽曲を配信する事業者がみられるほか、パチンコ等の遊戯機のコンテンツやプログラム開発を行う企業も全国的な集積をみせる。
- ・ また、ものづくりでも、設計から生産に至るまで CAD・CAM 等のデジタル化、ネットワーク化が進展中であり、形状や加工のためのモ

デル製作やシステム開発がなされている。

- ・コンテンツ系の企業は、6割以上が従業員10名未満の小規模な企業であり請負や委託による開発・制作が多い。
- ・課題としては、ユーザーや業界においても著作権、知的財産に関する意識や認識が薄いこと、請負や委託といった契約形態のなかで、製作者側の知的財産が大切にされていないこと、企業体力が小さいことから、人材や資金等にゆとりがなく、研究開発の取り組み、知的財産の保護、コンテンツのストック化やその活用等といった取り組みができないことなどがあげられる。
- ・既存の集積をうまく生かしつつ、成長産業であるコンテンツ産業の集積を図っていくことが必要である。

図表 13 愛知県内のコンテンツ関連事業所の従業員数規模



資料) 事業所統計調査 (平成 13 年)

* 対象事業所は、事業所統計小分類の下記の業種の 2,900 事業所

(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業)

トピックス < デジタルコンテンツ産業の振興 >

わが国のインターネットの世帯普及率は81.4%、人口普及率も54.5%であり、インターネット利用者のうち、ブロードバンド利用率は28.2%と、既にインターネット利用者の4人に1人以上がブロードバンドを利用している(データは平成14年末)。総務省によれば、平成19年には、インターネットの人口普及率が約70%となり、そのうち67.1%がブロードバンドを利用するとのこと。

また、携帯電話からのインターネットの接続も増加しており、携帯電話の契約数に占める携帯インターネット契約数の割合は、14年度末で82.6%と8割を超えている。そうした中で、デジタルコンテンツ白書2003によれば、デジタルコンテンツの市場規模は、2003年では、2兆2,783億円となっている。

ブロードバンド化の急速な進行や、携帯電話の多機能化・ネット接続の進展などから、ネットワーク系のデジタルコンテンツの市場が今後、一段と拡大すると見込まれる。

また、CDやDVDビデオ、ゲームソフトなどのパッケージソフトでは、2001年に、DVDビデオがビデオテープの売上を超えるなど好調に推移している。

この地域においても、通信カラオケ・着メロのトップ企業である㈱エクシングや、カーナビゲーション関連企業が立地しており、また映像関連では全国屈指の規模の中部映像関連事業社協会が積極的に活動していることから、そうした集積をうまく生かしつつ、コンテンツ産業の振興を図っていくことが必要である。

デジタルコンテンツの市場規模 (単位：億円)

		2000年	2003年	03/00
パッケージ	a	13,670	16,011	117.1%
	映像系	2,141	4,794	223.9%
	音楽系	6,174	5,113	82.8%
	ゲーム系	4,693	5,255	112.0%
	出版・情報系	662	849	128.2%
ネットワーク	b	2,678	3,166	118.2%
	映像系	0	112	-
	音楽系	351	422	120.2%
	ゲーム系	9	225	2500.0%
	出版・情報系	2,318	2,407	103.8%
携帯電話向け	c	448	2,170	484.4%
	映像系	65	260	400.0%
	音楽系	134	1,085	809.7%
	ソフトウェア系	26	329	1265.4%
	出版・情報系	223	496	222.4%
デジタル放送コンテンツ	d	1,071	1,437	134.2%
	BSデジタル	1	102	10200.0%
	CSデジタル	1,070	1,334	124.7%
合計	a+b+c+d	17,866	22,783	127.5%

資料) デジタルコンテンツ白書2003 (財) デジタルコンテンツ協会編

(4) 県内の大学等における知的財産の取り組み

1) 大学等研究機関の状況

～質の高い研究が行われているが、研究機関の絶対数は十分ではない～

- ・大学や公的研究機関は、独創的かつ革新的な研究開発成果を生み出す重要な役割が期待されている。
- ・県内には、ノーベル化学賞を受賞した野依良治名古屋大学特任教授、カーボンナノチューブを発見した飯島澄男名城大学教授をはじめ、世界的な業績を持つ研究者を輩出する名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学といった国立大学や、名城大学、中京大学、豊田工業大学、藤田保健衛生大学、愛知医科大学等の私立大学が立地し、知的財産の創造に関係が深い理学、工学、医学、情報等に関する質の高い研究が行われている。
- ・また、独立行政法人産業技術総合研究所中部センター、岡崎国立共同研究機構、国立長寿医療研究センター、財団法人ファインセラミックスセンター、県産業技術研究所、県がんセンター研究所、県農業総合試験場等の公的研究機関が立地し、材料工学、医学・福祉工学、分子生物学、品種改良、バイオ関連の研究が行われている。
- ・これら当地域の大学や研究機関の研究レベルは全国的にも高く、例えば文部科学省が世界のトップレベルの研究教育拠点整備を目的に進めている21世紀COEプログラムにおける県内大学の採択件数は、全国3位である。
- ・国が行ったアンケート調査の結果によれば、産学連携で「役に立つ」大学として、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学は、高い評価を得ている。また、名古屋大学では、研究者から生み出された国有特許の実施料収入額が全国トップであり、産業において有用な研究がなされている。

図表 14 21世紀COEプログラムの採択状況

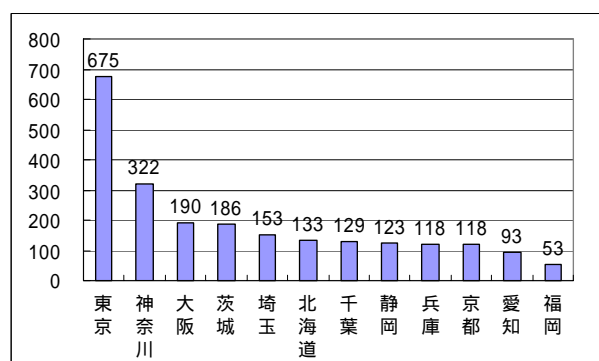
1位	東京都	88件
2位	京都府	28件
3位	愛知県	20件

(うち、理工系分野では、名古屋大12件、名古屋工業大1件、豊橋技術科学大2件、名城大1件、藤田保健衛生大1件の合計17件)

資料) 文部科学省ホームページから

- ・このように愛知県には高度な研究成果を生む大学や公的研究機関が質の高い研究を行っているが、量的にみると、全国で11番目であり、全国一の厚い産業集積と比較して、その総数は少ない。

図表 15 主要都道府県における研究機関数



資料) 総務省統計局「平成13年科学技術研究調査結果」、
日本産業技術研究協会「公設試験研究機関現況」

2) 大学等における知的財産に関連する現状と問題

～大学や研究機関の研究成果を知的財産として権利化し、活用・事業化する機能の整備が進められている～

- ・国立大学は、2004年度から法人化される。これを受けて、大学では研究成果を活用するなど大学運営の効率化が必要となってきた。県内の大学では、名古屋大学における「産学官連携推進本部」、名古屋工業大学における「テクノイノベーションセンター」等、知的財産の管理体制が整備されてきている。
- ・大学の研究成果は、これまでTLO（技術移転機関）等を通して、企業へ技術移転されてきた。県内のTLOとして、財団法人名古屋産業科学研究所 中部TLOがあるが、その実施許諾件数は26件（全国10位、全国シェア4.4%）であり、地域の産業集積や研究集積に比べ、決して十分とはいえない状況にある。そうしたことから、中部TLOの機能強化に取り組んでいく必要がある。
現在、中部TLOと、大学の知的財産本部で機能・役割分担の検討が進んでおり、そうした動向も踏まえつつ、適切に対応していくことが求められる。
- ・また、大学の研究成果を円滑に事業化するうえで有効な産学共同研究では、共同研究センター等支援体制を持つ大学もみられ、共同研究数は着実に増加している。

図表 16 共同研究数の比較

	平成9年度	14年度(9年度比)
全国	2,362件	6,767件(2.86倍)
本県	152件	430件(2.82倍) (名大215件 名工大122件) (豊橋研大27件など)

資料) 文部科学省のホームページから

- ・地域の大学、企業、公的研究機関が連携して共同研究を進めるプロジェクトとして、循環型環境都市等に関する地域結集型共同研究事業、ナノテクを利用した環境にやさしいものづくりを目指す知的クラスター創成事業等が展開されており、新たな知を産・学・行政で創造する取り組みも進んでいる。

図表 17 当地域の主な産学行政の共同プロジェクト

<p>愛知県・名古屋市地域結集型共同研究事業 参加機関：名古屋大学、豊橋技術科学大学、トヨタ自動車(株)、(株)I N A X、日本ガイシ(株)、愛知県、名古屋市 研究内容：循環型環境都市構築のための基盤技術開発</p> <p>愛知・名古屋地域知的クラスター創成事業 参加機関：名古屋大学、名古屋工業大学を中心とした産学行政共同研究 研究内容：自律型ナノ製造装置の開発</p> <p>豊橋都市エリア産学官連携事業 参加機関：豊橋技術科学大学、本多電子(株)、愛知県、豊橋市等 研究内容：スマートセンシングシステムの開発</p>

- ・大学や公的研究機関へのヒアリング等によれば、「研究成果を知的財産として保護し事業化に結びつけるという研究者の意識の不足」、「知的財産に詳しい人材や管理体制の不足」、「研究開発や研究成果の権利化、周辺特許取得等にとまなう資金の不足」の問題が指摘されている。また、研究成果の移転や流通といった点では、「研究成果の情報発信の不足」、「TLO との連携不足や活用・流通に向けたコーディネーターの不足」等の問題が指摘されており、これらの問題に対応すべく現在、大学や研究機関の成果を知的財産として権利化し、活用して事業化する機能の整備が進められている。

(5) 県内の知的財産に関連する団体・行政機関等の取り組み

県内には社団法人発明協会、日本弁理士会等の知的財産に関連する団体や、中部経済産業局特許室、愛知県知的所有権センター等の行政機関が、知的財産に関するセミナーや発明クラブ等の啓発活動、奨励活動等を活発に行っている。

1) 社団法人発明協会 愛知県支部

社団法人発明協会は、明治 37 年に現在の経済産業省、特許庁等によって創立され、発明の日における表彰や学生児童発明くふう展、少年少女発明クラブ等を通じた発明の奨励、知的財産に関するセミナー・講座の開催・工業所有権制度の普及等に貢献する活動をしている。愛知県支部では、発明に関する展覧会や発明の日啓発行事の開催、表彰事業の実施といった発明奨励振興事業や法制度説明会、テーマ別講習会、特許教育

普及セミナーなどの各種セミナー講演会事業など、活発な事業を展開している。また、弁理士による発明に関する相談、電子出願に関する相談や指導等も行われている。

2) 日本弁理士会 東海支部

日本弁理士会東海支部は、愛知、岐阜、三重、静岡および長野の5県に事務所を有する会員を支部会員として、平成9年に設置された。支部会員は、平成15年6月1日現在、294人で、東海支部区域において、愛知県知的財産啓発セミナー（パテントセミナー）など、産業財産権制度に関する講演会の開催、特許相談の実施、知的財産に関する普及活動など、活発な事業を展開している。

また、弁護士会とともに知的財産権に関する当事者間の紛争解決のために、日本知的財産仲裁センターの名古屋支部が設けられ、仲裁、調停及び相談業務が行われている。

3) 日本知的財産協会

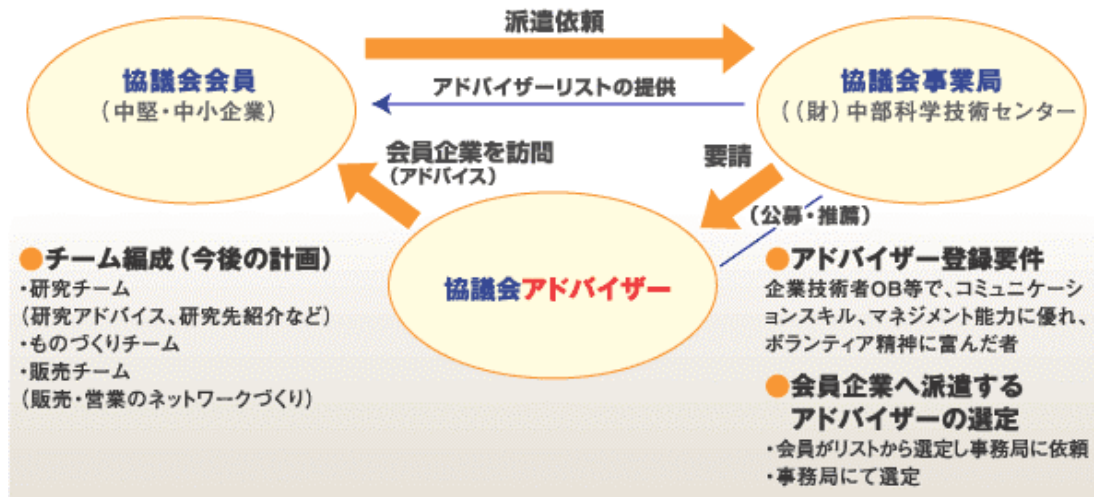
日本知的財産協会は、企業による会員制の組織であり、全国の企業を中心とする会員（1,002社）に向けた知的財産研修事業、情報提供事業を行うほか、知的財産政策に対する調査研究・提言を通じて知的財産に関する諸制度の適正な活用および改善、国際交流活動等を実施している。

4) 中部経済産業局、東海ものづくり創生協議会

経済産業省中部経済産業局では、産業クラスター計画に基づき、先導的なものづくりを目指す企業に対して、地域の産業支援機関・研究機関等と連携しつつ、各種施策を総合的、効果的に投入することにより、世界に通用する企業・産業を育成する「一歩進んだものづくり産業クラスター」の創生を目標に、東海ものづくり創生協議会を平成14年6月に発足させ、次の事業を実施している。

- ・技術、知財など専門知識を有するアドバイザーを会員企業に派遣する事業
- ・大企業が保有する特許等を展示し会員企業とのマッチングを行うテクノフェアの開催
- ・大学研究者等のシーズを会員企業にプレゼンテーションするシーズ発表会等

図表 18 東海ものづくり創生協議会 アドバイザー派遣システム



資料) 東海ものづくり創生協議会のホームページから

また、中部経済産業局特許室では、未利用特許の活用を推進する特許流通フェア中部の開催や流通アドバイザーによる未利用特許の流通支援、開放特許に関する相談等を行っている。

- 5) 独立行政法人 工業所有権総合情報館 名古屋閲覧所
特許庁関係の独立行政法人であり、IPDL (特許電子図書館) を設置し、特許検索等の支援を行うほか、特許公報による特許情報の提供も実施している。
- 6) 中小企業総合事業団 (中小企業・ベンチャー総合支援センター中部)
弁理士による知的財産権に関する無料相談を実施している。
- 7) 愛知県 知的所有権センター
知的所有権センター (愛知県産業技術研究所内) は、特許検索アドバイザーによる特許電子図書館の利用に関する相談・指導や特許流通アドバイザーによる企業等が保有する未利用特許取引に関する相談・指導等を行っている。
- 8) 財団法人 愛知県中小企業振興公社
知的財産権に関する無料相談を実施している。

図表 19 主な団体・行政機関の活動状況

機 関 名	支 援 内 容
(社)発明協会愛知県支部	発明の奨励、工業所有権制度の普及・保護を図ることを目的として設立(会員制) 知的所有権の啓発、普及(講習会、イベントの開催) 発明特許相談の実施 電子出願に関する支援、相談、指導
日本弁理士会 東海支部 名古屋特許相談室	知的所有権の啓発、普及(講習会、講演会の開催) 特許無料相談の実施 知的所有権に関する調査、研究
中部経済産業局	特許流通フェア中部の開催 パンフレットの配布、セミナーの開催 東海ものづくり創生協議会による中小企業訪問コンサルティング、マッチングセッション等の活動
中部経済産業局特許室	流通アドバイザーによる未利用特許の流通支援 (特許流通データベース専用端末機器設置) 調査員による工業所有権、開放特許に関する相談
(独)工業所有権総合情報館 名古屋閲覧所	特許庁関係の独立行政法人 I P D L (特許電子図書館) 特許公報による特許情報の提供
中小企業総合事業団 (中小企業・ベンチャー総合支援センター中部)	弁理士による知的所有権に関する無料相談の実施
愛知県 (知的所有権センター)	流通アドバイザーによる未利用特許の流通支援、特許取引に関する相談 検索アドバイザーによる特許検索指導、出張相談、検索説明会の開催 知的所有権の啓発、普及 (講演会の開催、特許開放データベース集の作成配布) I P D L (特許電子図書館) C D - R O Mによる特許情報の提供
(財)県中小企業振興公社	知的所有権に関する無料相談の実施(弁理士による無料相談)

図表 20 知的財産に関連する主な表彰制度

名 称	表 彰 日	主 催 者	概 要 ()は本県の受賞実績
創意工夫功労者表彰 創意工夫育成功労学校	4月18日前後	文部科学省・愛知県	作業能率の向上、製品の品質の向上、コストの引き下げ、未利用資源の活用、傷害防止等職域における技術の改善向上に貢献した実績顕著なる勤労者(178名受賞)
愛知発明表彰	6月下旬	発明協会	優秀な発明・考案・意匠を完成された方々
発明とくふう展	11月下旬	発明協会・愛知県・名古屋市・中日新聞	企業の出品の部、個人出品の部、児童出品の部
中部発明表彰	11月下旬	発明協会	優秀な発明・考案・意匠を完成された方々 (愛知県22名受賞)
中部公設試験研究機関研究者表彰	7月中旬	中部科学技術センター	公設試験研究機関研究者で優れた研究開発を行った者
中部科学技術センター顕彰	12月上旬	中部科学技術センター	優れた研究開発を行い産業の発展に貢献した者
子供科学博士	4月上旬	文部科学省	全国の小中学生の中から、発明協会、全国科学博物館協議会、日本宇宙少年団の推薦により文部科学省が決定する(愛知県2名受賞)
科学技術功労者	4月18日前後	文部科学省	科学技術に関し功績をあげた者(15年度愛知県1人受賞) 優れた研究成果をあげた者
知財功労賞	4月18日	特許庁	産業財産権制度関係功労者、産業財産権制度活用優良企業
全国発明表彰	6月中旬	発明協会	優秀な発明・考案・意匠を完成された方々 (発明賞で1名)
発明大賞	2月	(財)日本発明振興協会	優れた発明考案で業績をあげた企業及び個人またはグループ
全日本学生児童発明くふう展	3月下旬	発明協会	児童の作品(14年度愛知県12人受賞)

3. 取り組むべき課題

ここでは、「現況と問題点」で明らかになった当地域の知的財産に係る諸問題を解決するため、このプランにおいて取り組むべき課題を整理する。

地域をあげて取り組むべき3つの主な課題

- (1) 知的財産を大切にす意識の高揚
- (2) 人材や知的財産という地域ポテンシャルを活用する仕組みづくり
- (3) 選択と集中による産・学・行政の連携による取り組み

主体別の課題

- (4) 産・学・行政主体別の課題

(1) 知的財産を大切にす意識の高揚

【知的財産は、競争力の源泉であり、その尊重は経済発展に不可欠との意識が必要】

- ・ 知的財産を、適切に保護し、権利化することが、企業の競争力を維持・強化し、国際的な競争に打ち勝っていくために不可欠となる一方で、公正な競争による健全な産業経済の発展を図っていくためには、知的財産を尊重する意識を社会全体で高めていくことが求められる。このため、知的財産立県に向け、まず、地域全体で、知財を大切にす意識の高揚を図っていく必要がある。しかしながら、15年度本県アンケートやヒアリング調査の結果では、企業、大学、公的研究機関、行政における知的財産に関するこのような意識は十分とは言えない状況にある。
- ・ 地域として、「知財を大切にす風土づくり」を進める気運を醸成し、知的財産の創造、保護、活用の力を地域として涵養する取り組みを進める必要がある。

(2) 人材や知的財産という地域ポテンシャルを活用する仕組みづくり

【地域の人材や知的財産といったポテンシャルを活用する仕組みが不足】

- ・ 県内には、グローバルに事業展開する大企業を中心に、国際競争に打ち勝つ知的財産や人材の集積があり、また、大学や公的研究機関で生まれた世界的な研究開発の成果がある。

- ・また、当地域は、ものづくりの強みである歩留まりの向上や生産性向上に欠かせない工程や製法の改善などといったノウハウの集積が高い。しかし、これらが権利化や適正な管理を通じて十分に守られているとは言いがたい状況にある。
- ・さらに、当地域では、中部 TLO が設けられ、また、大学等においては、研究成果を事業化に結びつけるコーディネーターの充実が図られてきているものの、知的財産に関して実務経験ある人材の活用や、大学等で生まれる新たな知的財産を事業として活用する仕組みづくりが、この地域で量的に十分整備されているとはいえない。
- ・こうした状況を放置すると、大学等から生まれる新たな知的財産が他地域に流出したり、次世代の若年層へ「ものづくり」や「発明」のすばらしさを伝えることができず、人材が他地域に流出するなど、将来的に地域の産業競争力が損なわれることが大いに憂慮される。
- ・このため、地域で培われた厚い人材や知的財産の集積を有効に活用する仕組みづくりが必要である。

(3) 選択と集中による産・学・行政の連携による取り組み

【各主体が「選択と集中」をキーワードに「地域知財力」を高める事業に注力】

- ・企業（大企業、中小企業）、大学、行政は、自らがなすべきことに、主体的に取り組むとともに、「選択と集中」をキーワードにして、各主体がそれぞれの特質を生かして連携し、地域の人材や既存の取り組みを有効に活用する中で、「地域知財力（地域の知的財産に関する総合力）」を高める事業に注力することが必要である。こうした地域知財力を高めることにより、新規事業・ベンチャー企業を創出し、産業活性化が進展する地域づくりを実現することができる。
- ・また、集積は十分ではないものの、今後市場の成長が見込まれる、ナノテク、バイオ、医療などの新規成長分野についても、本県で集積のあるものづくりに関連した技術を活かし、産・学・行政連携の共同研究プロジェクト等を推進することにより、積極的に、知的財産や新規事業の創出を図る必要がある。

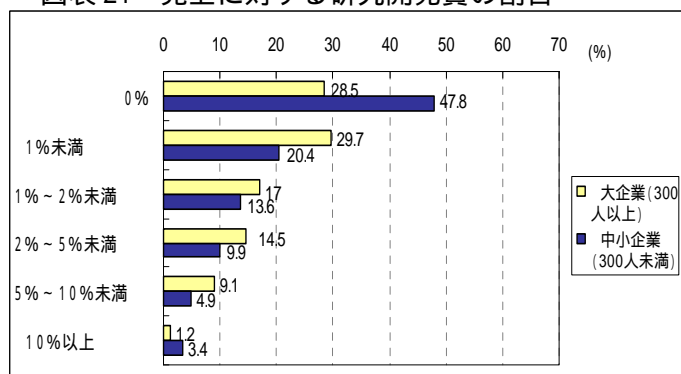
(4) 産・学・行政主体別の課題

1) 企業における課題

創造分野では、中小企業の研究開発における「人材」、「資金」、「大学との共同開発」が不足

- ・中小企業の 47.8% が売上に対する研究開発費の割合が 0% であり、知的財産の創造に欠かせない研究開発への取り組みが中小企業を中心に不足している。

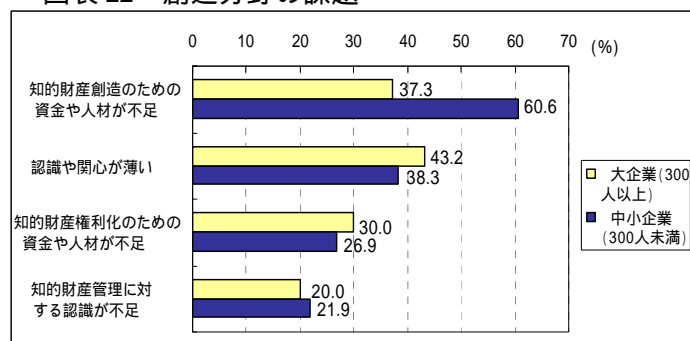
図表 21 売上に対する研究開発費の割合



資料) 15年度本県アンケート

- ・ 中小企業では「研究開発など、知的財産を創造するための資金や人材が不足」(60.6%)が示すように、知的財産創造に向けた資金的、人的基盤の整備が必要である。

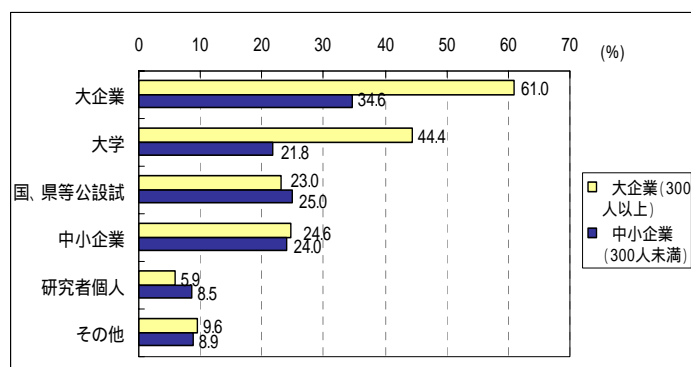
図表 22 創造分野の課題



資料) 15年度本県アンケート

- ・ 中小企業において、共同開発の実績や今後の希望は、大学を相手先とする回答は21.8%と大企業の44.4%に比較して十分ではなく、大学との共同開発で独自の強みを作り出そうとする取り組みが不十分である。

図表 23 共同開発の相手先(実績と今後の希望)

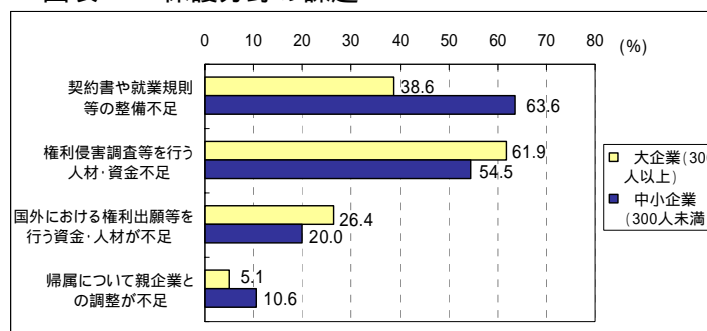


資料) 15年度本県アンケート

保護分野では、「権利侵害対応の人材や資金」、「知財管理の契約等知識」が不足

- ・ 知的財産の保護分野では、大企業では「権利侵害の調査や紛争対応を行う人材や資金が不足」、「知的財産を保護する契約書や就業規則等の整備が不足」といった課題が多い。中小企業では「知的財産を保護する契約書や就業規則等の整備が不足」、「権利侵害の調査や紛争対応を行う人材や資金が不足」といった課題が多い。人材や資金、保護するための知識の不足が指摘されている。

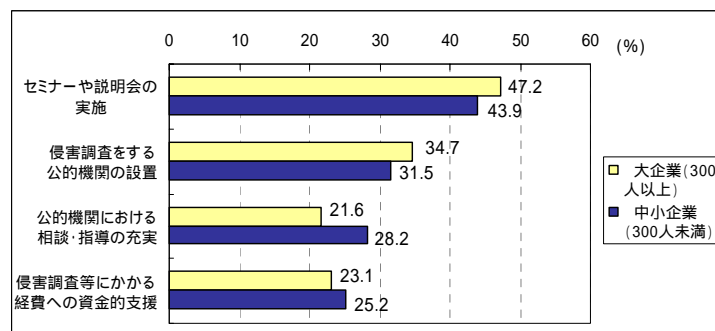
図表 24 保護分野の課題



資料) 15年度本県アンケート

- ・ こうした課題を受け、知的財産の保護分野での支援策では、「業界や地域社会における権利侵害防止のためのセミナーや説明会の実施」、「侵害調査をする公的機関の設置」等の要望が多い。

図表 25 保護分野において求められる支援



資料) 15年度本県アンケート

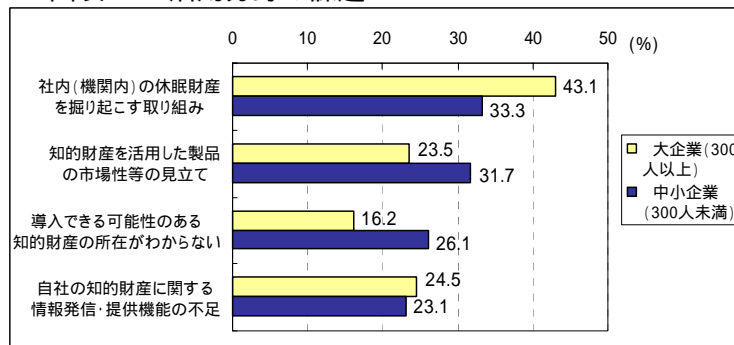
活用・流通分野では、「知財の掘り起こし」、「知財の事業性評価」、「活用できる知財の所在情報」が不足

- ・ 知的財産活用・流通分野では、「社内（機関内）の知的財産を掘り起こす取り組みが不足している」との課題が最も多い。「知的財産を活用した製品の市場性、事業の採算性などの見立てができない」といった事業性の評価や能力の不足、「導入できる知的財産がどこにあるかがわか

らない」といった所在情報の不足の声が高い。

- ・大企業では「社内（機関内）の未利用特許等、未だ権利化されていない知的財産を掘り起こす取り組みが不足している」との声も高く、保有する知的財産の発掘・流通が課題となっている。

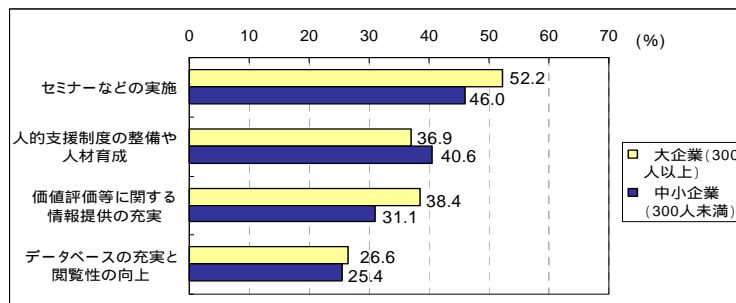
図表 26 活用分野の課題



資料) 15年度本県アンケート

- ・知的財産の活用・流通分野での支援策では、「知的財産活用に向けたセミナーなどの実施」を求める声が高い。このほか、「知的財産を活用・流通させる人的支援制度の整備や人材育成」、「知的財産の価値評価や契約法務に関する情報提供の充実」といった要望も強い。

図表 27 活用分野において求められる支援



資料) 15年度本県アンケート

2) 大学や公的研究機関における課題

知的財産の創造の担い手として、研究成果の一層の社会への還元が必要

- ・大学や公的研究機関は、研究を通じて知的財産の創造の担い手として社会的な期待は大きい。とりわけ、大学は、これまで以上に、基礎研究に力を入れるとともに、共同研究プロジェクトや大学発ベンチャーの促進等を通じ、「知」を産業活動や社会生活に還元する取り組みが求められている。

大学や公的機関において、知的財産に関連する管理体制の運営面の人材や資金が不足

- ・大学や公的研究機関において、知的財産を学内、機関内で管理するた

めの体制の整備が進められているが、その運営に必要な人材や特許化等のための資金が不足しており、これらの支援を望む声が高い。

知的財産にかかる人材育成の充実

- ・大学は、若年層の教育に大きな役割を担っているが、学生や研究者に対する知的財産教育は、一部の大学等で実施されているものの、全体として緒についたばかりである。今後、社会人も含めた知的財産に関する人材育成の充実が必要である。

3) 行政(県)における課題

地域における知的財産に関する意識啓発

- ・知的財産に対する認識は社会全体として低い状況にあることから、企業、県民、小中高生などに対し、幅広く地域を挙げて意識啓発を積極的に図っていくことが必要である。さらに、企業等において、既存の知的財産に関する公的支援活動の認知が低いことから、より強力に産・学・行政の取り組みをPRしていくことが求められている。

産・学・行政の連携を強め、知的財産の創造と活用を戦略的に進める必要

- ・産・学・行政連携による共同研究を支援し、知的財産の創造と活用を戦略的に推進するコーディネーターとしての役割を担うことが必要である。
- ・また、知的財産の創造、保護、活用に欠かせない人材、情報、資金等の知的財産関係の基盤の整備を民間の知的財産関係団体等と協調して戦略的に進め、知的財産の創造と活用が活発に行われ、ものづくりが盛んな地域づくりを進める必要がある。

意欲ある中小企業への強力な支援

- ・人材や資金が不足する中小企業では、知的財産の取り組みは十分でない。独創的な技術やノウハウなど他にない強みを持ち、知的財産の創造、保護、活用に意欲的に取り組もうとする中小企業に対しては、強力に支援することが必要である。

県の保有する知的財産の社会的活用の促進

- ・県の試験研究機関においては、研究成果が企業で活用しにくいといった指摘や、知的財産や共同研究の取り扱いに関する制度の不備が指摘されている。
- ・県の試験研究機関における知的財産の統一的な管理体制を整備し、企業等に有効活用してもらえるようにすることが肝要である。

トピックス < 特許を活用してがんばる愛知の企業 >

～平成13年11月発行の特許庁「特許活用企業事例集」に取り上げられた本県企業～

企業名・代表者	所在地	創業	資本金	従業員	主な製品	特 徴
天野エンザイム (株) 代表取締役社長 天野 源之	名古屋市 中区錦1 - 2 - 7	1899	3.9 億円	410 人	医 薬 用 酵 素、ヘルパー 用酵素、診 断用酵素、 食品・工業 用酵素	天野式通気麹法とい う独自の培養法の特 許化し、多くの企業 にライセンスし発展の技 術基礎を築く
(株)医学生物学 研究所 代表取締役会長 数納 幸子	名古屋市 中区丸の 内3-5-10	1969	22.3 億円	186 人	臨床検査薬 (膠原病・自 己免疫疾患 検査薬)、基 礎研究用各 種抗体	売上高の15%を研究 開発費に当て、研究 開発したものは、全 て特許取得する方 針。TL0からの技術移 転も積極的に活用
(株)生方製作所 代表取締役社長 生方 眞哉	名古屋市 南区宝生 町4-30	1957	0.8 億円	180 人	産業・家電・ 車両用各種 プリアクター、オ ーバカントリ ー、感震器、 各種センサー	開発専従技術者は30 人を超え、累計で750 余件の特許・実用新 案を出願し、現在も 70余件の特許を保持
(株)ニデック 代表取締役社長 小澤 秀雄	蒲郡市拾 石町前浜 34-14	1971	4.5 億円	1,036 人	眼鏡店向機 器、眼科医 向機器	国内200件、海外190 件の特許を保有す る。国内750件、海 外220件の特許を出 願中。米国における 特許訴訟5件いずれ も勝訴。
(株)不二機販 代表取締役社長 宮坂四志男	名古屋市 北区丸新 町471	1976	0.2 億円	19 人	ショットピ ンク・プラ スト装置 (WRC処理 装置)、研磨 材、WPC受 託加工	内外合わせ12件の特 許・実用新案を取得。 21件が出願中。他社 へのライセンス供与も積 極的。
本多電子(株) 代表取締役社長 本多 洋介	豊橋市大 岩町小山 塚20	1956	1.2 億円	110 人	魚群探知 機、超音波 洗浄器、超 音波医療診 断装置	特許・実用新案出願 中600件。超音波関 連特許160件保有。 外国出願50～60件、 技術を自社で抱え込 まず、産学共同機関 へ開放。

第2章

あいち知的財産創造プランの基本方針

1. あいち知的財産創造プランの目標・期間

あいち知的財産創造プランの目標（あいちが目指す知財立県の姿）

< 目 標 >

知的財産とそれを産み出す技術・技能を大切にする風土が広がり、「ものづくり」と「知恵づくり」が集積することにより、知的財産を活かした新規事業やベンチャー企業の創出が進む元気でたくましい地域づくり

愛知県は、輸送機械産業を中心とする世界的な製造業の拠点地域として製造品出荷額は26年連続で全国1位を占めているが、この背景には、たゆまぬ新製品の開発や、品質の向上、生産の効率化を支えた厚い産業技術やそれを支える人材の集積がある。

一方、グローバル化が進み、産業の空洞化が進行する中で、県内産業の国際競争力を強化し、産業の空洞化を阻止し、持続的な産業発展を確保するためには、

- ・これまで培われた本県の産業技術・人材の集積を生かすとともに、大学などの研究開発機能を活用し、産業発展の鍵を握る知的財産を輩出する。
- ・これを経営上の戦略的な資産として活用し、製品の高付加価値化、新分野進出、ベンチャー企業の創出を図る
- ・その収益をさらなる知的財産づくりに投資する

という知的財産を核とした知的創造サイクルを確立し、地域における新産業創造のシステムづくりを整備していくことが必要である。

しかし、新産業創出の大きな担い手として期待されている中小・中堅企業の多くは、知的財産に対する認識や、知的財産を経営上の戦略資源として大切にする意識が低いのが現状である。

また、知的財産創造の大きな担い手である大学等の研究者においては、シーズを活かして産業化する意識が低い。国立大学においては、平成16年4月からの法人化を踏まえて機構改革が進む中、これを戦略的に扱う体制づくりが始まった段階にある。

こうしたことを踏まえ、このプランでは、知的財産を大切にする風土づくりを広範に進めるとともに、本県の特徴であるものづくりや産業技術、人材の集積を活かして、知的財産という知恵づくりを産・学・行政が連携して取り組むことにより、新産業が活発に創出される地域づくりを目標とする。

あいち知的財産創造プランの期間

< 期 間 >

目標年度 2010年度 (2007年度に中間見直し)

このプランでは、この地域の戦略的、総合的な産業活性化施策のマスタープランである「愛知県産業活性化計画」に対応して、2010年度を長期的な目標年度とする。

プランの実現に向けては、可能な限り早期に着手し、実効ある取り組みを進めるものとするが、経済社会環境や知的財産を取り巻く動向は計画の想定を超える速さで変化することが予想されるため、毎年度の進行管理を厳密に行うとともに、本県の知的財産の動向、国の制度見直しなども踏まえ、中間年の2007年度にプラン全体の見直しを行う。

プランの毎年度の進行管理は、計画の目標に従って(P L A N)、計画に盛り込まれた取り組み方策を実行し(D O)、その実施結果を点検し(C H E C K)、必要な取り組み方策の見直しや強化を明らかにして次年度の取り組みにつなげていく(A C T I O N)ことにより行い、計画の実効性を確保していく。

2. あいち知的財産創造プランの実現に向けた基本方策と主体別の役割

(1) プランの実現に向けた基本方策

プランの目標実現に向け、本県のものづくりや産業技術、人材の厚い集積を生かして、本県全体の知的財産を創造・保護・活用する力(地域知財力)を飛躍的に高めるため、

「知的財産を大切にす風土づくり・基盤づくり」
「知的財産を活用したたくましい中小企業づくり」
「産・学・行政連携による知的財産の創出」

を知的財産立県の基本方策として取り組む。

また、2005年日本国際博覧会において、世界に向けてこの地域が有する技術や知的財産、さらには知的財産に対する取り組みを積極的に情報発信することにより、ものづくりばかりでなく、知的財産に関しても、拠点地域となるようめざしていく。

基本方策 - 1 知的財産を大切にす風土づくり・基盤づくり

知的財産は、産業経済の発展や、企業の創出・成長を生み出す重要な資産であり、これを大切にす意識を産・学・行政それぞれの分野において広め、根付かせることにより、知的財産を大切にす風土づくりを推進する。そのため、県は率先して、知的財産尊重宣言を行うとともに、2005年の愛知万博を活用しアピールしていく。そうした風土づくりに不可欠な知的財産に関する人材や情報、さらには資金調達の仕組みといった基盤づくりも、地域をあげて積極的に進めていく。

風土づくりのための普及啓発

風土づくりを進めるには、知的財産の重要性を企業や大学、県民に啓発するとともに、知的財産に関する各種の相談機能を強化していくことが重要である。

そのため、これまで国、県、発明協会、弁理士会等それぞれが実施している説明会、セミナー、相談会の一層の充実を図るとともに、将来の知的財産の創造を担う小中高生への発明や知的財産に関する教育を進める等、社会的なニーズに応じた効果的な事業を実施する。また、「愛知の発明の日」を設け、知的財産の大切さとこれを担う人材の重要性などについて集中的に県民にPRし、発明(知的財産創造)機運の底上げを図っていく。

愛知万博を活用し、当地域の技術・発明をアピール

国際博覧会は、その時代の科学技術の粋を集めたものであり、知的財

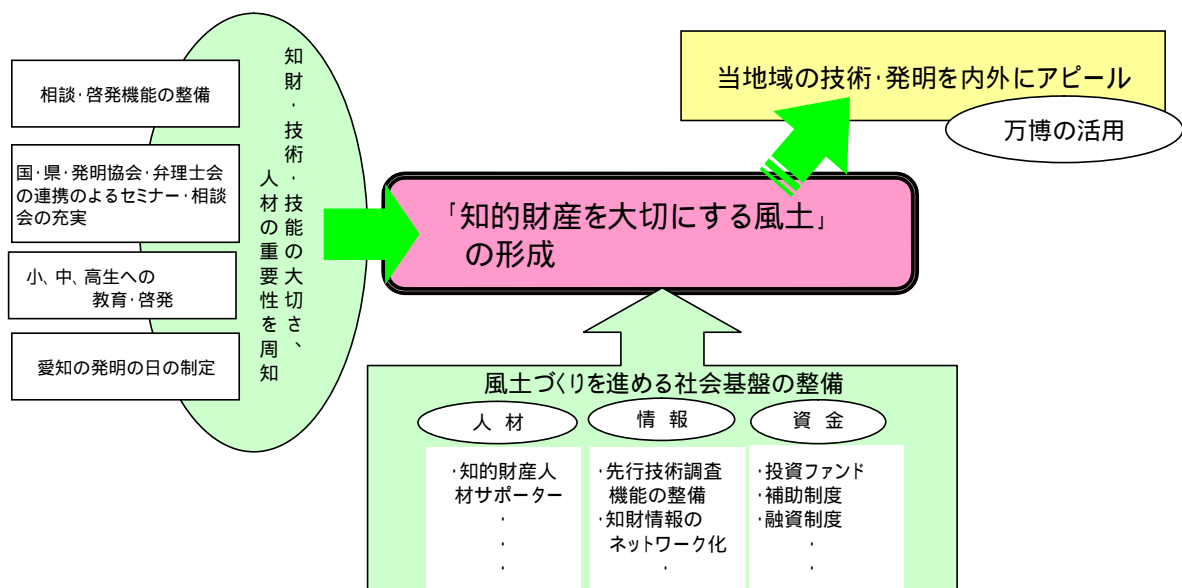
産とは歴史的関係が深い。ロンドンで最初に国際博覧会（1851年）が開催された際には、博覧会での特許の保護を図るための特別の法律が公布された例がある。その後も、万国博覧会に出展された最先端の技術が不当に流出したことから、ウィーン万博の開催（1873年）を契機に、工業所有権の保護に関する国際会議が初めて開催され、そうした取組の結果が、パリ条約（1883年）に結実し、知的財産権を保護する国際ルールが確立されたと言われている。

また、2005年日本国際博覧会では「自然の叡知」をテーマに、世界で創造された最先端の科学技術の成果が集まり、展示されることから、内外の来訪者に対し科学技術や発明の素晴らしさを強く印象づけることが期待される。こうしたことから、博覧会を絶好の機会と捉え、博覧会開催期間中に特許庁などが行う事業の中で、当地域が誇る技術や発明、これを担った人物、今日のものづくり拠点形成に至った歴史などについて、国内外に向け、積極的に情報発信していく。

知的財産に関する人材・情報等基盤づくり

知的財産に関する普及啓発や知的財産に関し魅力ある地域づくりを進めるためには、知的財産に関する人材や情報などの基盤は不可欠である。世界に冠たるものづくり技術や企業経営の最前線で活躍する幅広い人材の活用を進める。また、この地域の産業特性を生かした特許に関する先行技術調査機能の整備など知的財産に関する情報基盤を整備し、これを活用した各種事業の展開を図るとともに、産・学・行政の知財に関わる情報のネットワーク化を図ることなどにより、情報発信力を強化する。さらに、知的財産が効果的に創造・保護・活用されるために、必要な資金が円滑に投資される仕組みを民間活力により整備する。

図表 28 風土づくり・基盤づくりのイメージ



基本方策 - 2 知的財産を活用したたくましい中小企業づくり

知的財産を活用し、海外展開や新分野進出などに挑戦する中小・ベンチャー企業を、産・学・行政の連携により適切にサポートする。一方、モノづくりを特徴とする本県産業構造の特性から、ピラミッド型の企業群を形成している分野では、知的財産を戦略的な資源と位置づけ、独自の技術・製品をもつという認識が弱い。そうした下請け中小企業に対しては、知的財産の重要性の認識を広める普及啓発を進めるとともに、知的財産の創造・保護・活用の取り組みを戦略的に進めようとする中小企業に対しては、既存の集積やネットワークを活用した人的支援等を積極的に行う。

知的財産を活用し、挑戦するたくましい中小企業づくり

知的財産を活用して経営革新を図り、あるいは新事業を開拓しようとする中小企業に対しては、知的財産戦略づくりのための専門家を活用して、積極的にサポートしていく。また、知的財産を活用して、新規事業にチャレンジする中小企業を育てるため、ビジネスプランづくりから、研究開発、市場調査、試作化、商品化に至るまで一貫した指導を行うモデル事業を実施する。さらに、国際競争力の強化を狙って海外特許取得に挑戦する極めて優れた企業に対しては、経費を支援する制度づくりも行う。

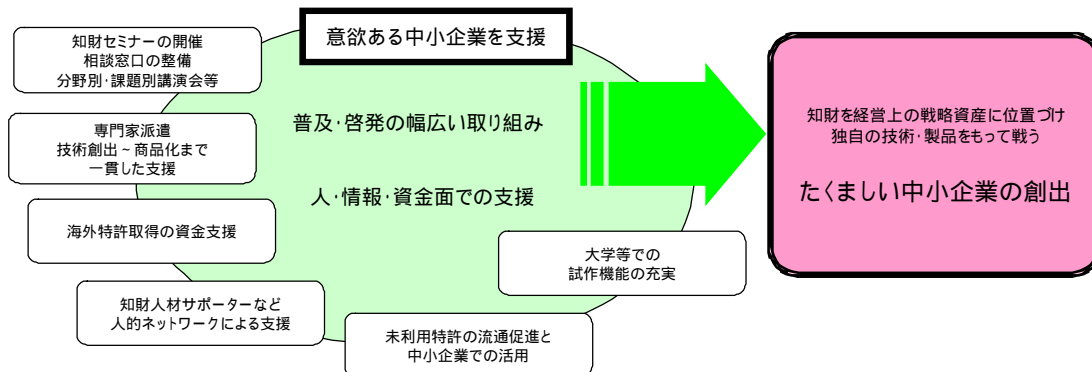
既存の集積・ネットワークを活用したたくましい中小企業づくり

中小企業を対象とした知的財産に関する普及啓発活動の実施や、セミナーの開催、知的財産に関する相談窓口の整備を関係団体と連携して行う。さらに知的財産を巡るトラブル・紛争や、法的な保護が難しい金型図面、営業上の秘密の保護など分野別・課題別の講演会などを実施し、中小企業の知的財産戦略づくりや技術・経営革新、新事業の創出などへの支援を行う。

中小企業の知的財産関連の事業活動を支援するため、知的財産に関し知識、経験が豊富な人材のネットワーク化を進め、こうした人材の活用により、中小企業の知的財産活動を支援する。

また、大企業が保有している利用価値の高い未利用特許については、その流通を促進し、中小企業での活用につなげていく。さらに大学の知的財産を中小企業での事業化につなげるため、大学、公的研究機関などにおいて試作機能の整備充実を図る。

図表 29 たくましい中小企業づくりのイメージ



基本方策 - 3 産・学・行政連携による知的財産の創出

知的財産立県をめざすには、知財を創造し、産業化する主体である企業と知財創造の担い手である大学、さらにはこれを支援する立場にある行政が個別に取り組むだけでなく、それぞれがもつ資源や特質を踏まえ、連携した取り組みを進めることが、必要不可欠である。

このため、知的財産立県づくりに、最も重要な知的財産の戦略的な創造に向けて、地域の産・学・行政が連携して、共同研究の推進に取り組んでいく。とりわけ、ナノテクノロジー、バイオ等新しい成長産業分野の育成などにおいては、産・学・行政が一層、緊密に連携して取り組みを進めていく。

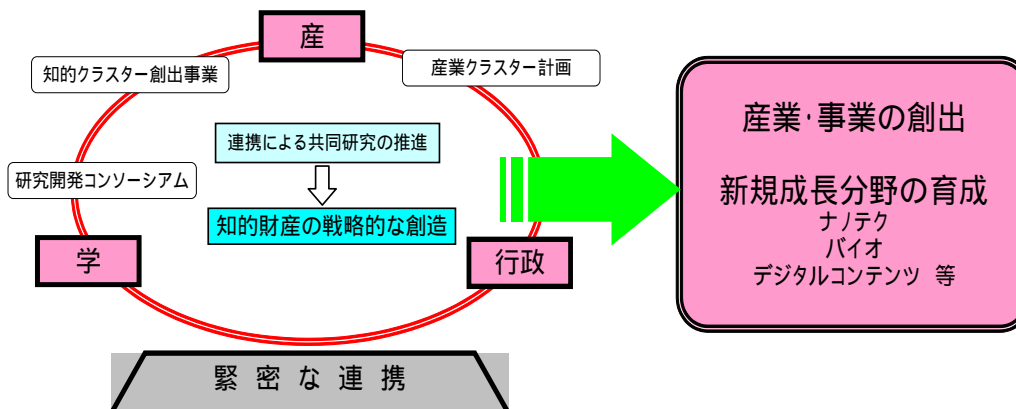
研究開発コンソーシアム事業等共同研究の推進

知的財産を戦略的に創出していくためには、研究開発コンソーシアムなど国等の共同研究制度等を活用していくことが重要である。この地域では、公募型の地域科学技術施策が 20 件程度実施されているが、地域の産業・研究集積に比べて、必ずしも十分な規模であるとはいえない。そのため、地域をあげて、積極的にそうした共同研究プロジェクトを提案、実施していくことにより、知的財産の集中した創造促進を図っていく。

ナノテク、バイオ等新規成長分野の戦略的な育成

ナノテク、バイオ、デジタルコンテンツ等の新規成長分野は、知的財産を戦略的に創造・保護・活用することによりさらに大きな成長が見込める産業分野である。これらについては、現在、知的クラスター創成事業、産業クラスター計画などにより産・学・行政が連携して推進しているが、これら成長分野の取り組みは他地域においても積極的に進められていることから、本地域ではものづくり技術の集積を活かした技術分野（関連する計測機器の開発等を含む）を中心に、産・学・行政の一層の連携のもと強力に進める。

図表 30 産学行政連携による知的財産の創出のイメージ



(2) プランの実現に向けた主体別の役割

プランを実行する主体は、産（企業）・学（大学・研究機関等）・行政（県をはじめ、国の地方機関、市町村）となる。これらの主体が、連携し、また個別に効果的な取り組みを進めることで、本プランの目指す目標が達成されることとなる。各主体に期待される基本的な役割は次のとおりである。

企業の基本的な役割：知的財産の創造と産業化の主体

・大企業

知的財産立県を進める重要な役割を担うことが期待されることから、現在、多くの大企業で進められている知的財産への取り組みを更に拡大・推進し、経営強化や人材育成、未利用特許の積極的な活用・流通を図り、産業全体の知的財産活動を牽引していく。

具体的には、企業発ベンチャーなど小回りの利く経営を活発化し、知的財産の創造を進めるとともに、未利用特許の積極的な公開などにより、特許流通市場の活性化を図る。また、自社の優秀な人材（退職者を含む）を、中小企業の知財の取り組みへの支援、新しい知財ビジネスの創造などに積極的に供給する役割も求められる。

・中小企業

知的財産への認識を高め、経営戦略の中で知的財産を重要なものと位置づけるとともに、知的財産の管理や契約知識といった実務教育による専門人材の育成などを行い、知財の創造と活用を積極的に進め、競争力強化を図る必要がある。

さらに、大学や公的研究機関との共同研究などによる技術力や知的財産の創造強化を進める必要がある。

大学・公的研究機関の基本的な役割：知的財産の創造と教育の担い手

知的創造サイクルの確立には、まず産業シーズとなる様々な知的財産の創造が不可欠である。大学、研究機関は知的財産を創造する源泉としての役割を担っている。また、大学は高度な教育機関という立場から、知財教育・人材育成を進める役割も期待されている。

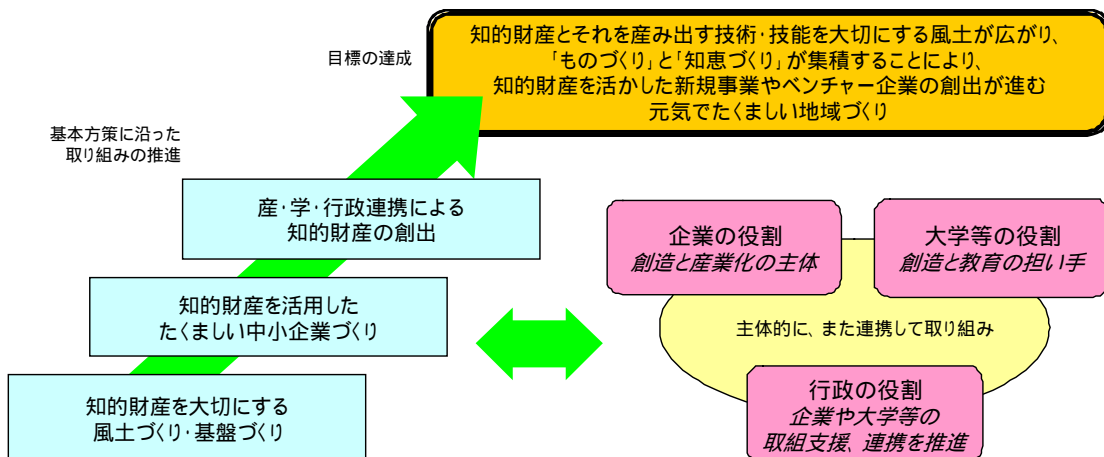
具体的には、大学における知的財産管理機能の整備、強化や、研究者の業績評価の導入等による産業シーズ創出の促進、大学発ベンチャーによる産業シーズ育成、学生や研究者に対する知的財産教育の充実や社会人向けの知的財産教育の実施、TLOを中心とした産業界との技術・人材交流などによる社会貢献が求められる。

行政(県)の基本的な役割：企業や大学等の取り組み支援や産学行政連携を推進

行政は、知的財産を大切にする風土づくりのための普及・啓発活動の活発化や、特に中小企業を対象とした支援策の拡充、人材育成・教育への寄与が求められる。また、産学連携のためのコーディネート機能において、中心的役割を果たすことが期待される。

具体的な取り組みとして、あいち知的財産創造プラン推進に向けてのPR事業や、知的財産に関する相談・啓発機能の強化と総合窓口の整備、「あいち知的財産人材サポーター（仮称）」の設立や知的財産に係る積極的な情報発信など、プランの円滑な推進に向けた総合的な調整・支援を行うことが求められる。

図表 31 プラン実現に向けた取り組みのイメージ



1. プラン実現に向けた主体別の役割と展開

プランの実現に向けては、産・学・行政など、地域のそれぞれの主体の積極的な取り組みがまずもって求められる。

企業は、知的財産の創造と活用を中心的な担い手であり、知的財産を経営戦略に適切に位置づけるとともに、知的財産の取り組み体制整備や人材育成に力を注いでいくことが求められる。

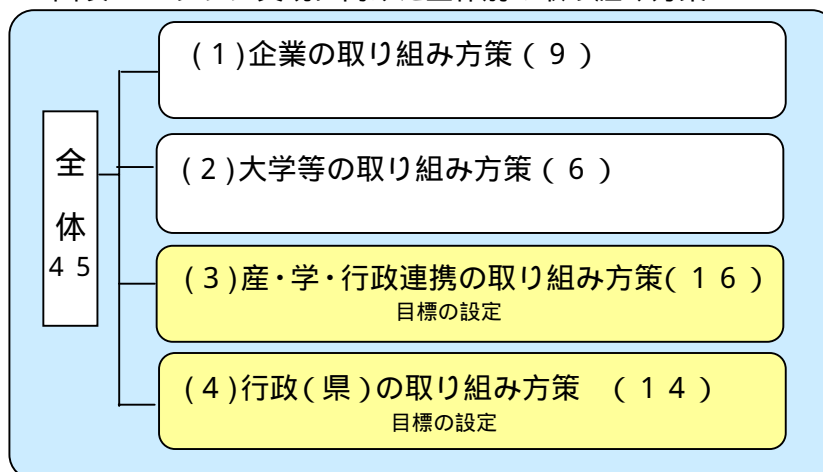
大学においては、国立大学の法人化の流れの中で、知的財産本部の設置など、知的財産を活用した戦略的な取り組みが具体化されつつあり、知の創造の源として基礎研究の強化と産学共同研究の活発化による研究成果の創出が求められる。また、教育機関として、知的財産に関する専門的な人材育成に向けても大きな期待が寄せられている。

このように企業や大学の主体的な取り組みが、知的財産立県に向けた中心的能力になるが、両者の取り組みだけでは不十分であり、産・学・行政が連携して取り組んでいくことにより、相乗効果が発揮され、地域全体の知的財産に関する総合的なパワーをアップする必要がある。

プランでは、合計45の取り組み方策を掲げている。特にプランの実現に向け、産・学・行政が連携して、取り組む方策については、2010年の目標を掲げながら、県が中心となって適切に進行管理していく。

また、県が自ら主体的に取り組む方策についても、同様に目標を掲げこれに向けて方策を展開していく。

図表 32 プラン実現に向けた主体別の取り組み方策



各主体の具体的な取り組み方策の目的、現況、内容、実施体制は、次のとおりである。

(1) 企業が主体的に取り組む方策

- 1 . 技術経営・知的財産経営による一層の経営強化
- 2 . 知的財産を活用した企業発ベンチャーの促進
- 3 . 未利用（潜在的利用価値のある）特許の積極的な公開による活用
- 4 . 知的財産管理・契約知識等の教育（専門性の高い教育、社員全般対象の教育）
- 5 . 独自の強みを持つ技術開発の推進とその知的財産化による競争力の強化
- 6 . 大学、公的研究機関及び企業間における共同研究の推進による知的財産創造の強化
- 7 . 知的財産を保護する契約、技術流出防止等の管理体制強化
- 8 . 職務発明等人材へのインセンティブ制度の見直し
- 9 . 行政等の実施する知的財産に関する支援施策の積極的な活用

1. 技術経営・知的財産経営による一層の経営強化

目的：技術経営・知的財産を活用した経営が必ずしも十分でない大企業、中堅企業における知的財産を活用した経営力の強化を図る。

現 況

技術経営・知的財産を重視する企業経営は、企業競争力に欠かせない。例えば、海外ではデュポン、メルク、IBM等の優良企業、国内でも東京エレクトロン、武田薬品工業、キャノン等、技術や知的財産を経営の根幹と考え、選択と集中で研究開発のスピードや研究開発投資の効率を高める企業がグローバルな市場で強い競争力を持っている。

経済産業省では、2003年に高度な技術経営専門職人材を養成する「技術経営プロフェッショナルスクール」の実現に向け、産学官による技術経営コンソーシアムを形成しているが、愛知県の企業や大学の参加は1社、1校と少ない。愛知県においては、自動車関連等の大企業などでは、年間3,000件を超える出願にみるように知的財産への取り組みが充実し、世界トップクラスの技術経営・知的財産経営がなされている。しかし、県内企業へのアンケートによれば、従業員数300名以上の大企業でも、「知的財産を経営の根幹をなすもの」と考える企業は3社に1社(34.6%)に止まっている。

内 容：知財に関する管理組織体制の整備や経営者自らの意識改革の推進を図るとともに、技術経営・知的財産経営の役員設置及び事業経営における知財方針の確立などにより、知的財産経営力の強化を図る。

実施体制

主体：企業

連携：経済団体等

愛知県における出願上位15社(2001年度、PATOLISデータ筆頭出願人を集計)

順位	出 願 人	件 数
1	(株)デンソー	3,549
2	トヨタ自動車(株)	2,361
3	アイシン精機(株)	744
4	ブラザー工業(株)	645
5	(株)I N A X	577
6	日本特殊陶業(株)	573
7	(株)豊田自動織機	543
8	日本ガイシ(株)	517
9	豊田合成(株)	455
10	(株)オートネットワーク技術研究所	448
11	(株)豊田中央研究所	383
12	ホシザキ電機(株)	364
13	(株)三洋物産	358
14	大同特殊鋼(株)	349
15	アイシン・エイ・ダブリュ(株)	334

2. 知的財産を活用した企業発ベンチャーの促進

目的：大学等の新たな知を企業ベンチャーで産業化する。

現況

大学と企業との共同研究は名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学だけでも年間 391 件(H14)実施されているが、その研究成果が企業で製品化されたり、事業展開されることはあっても、企業ベンチャーで産業化される傾向は少なかった。

近年、名古屋大学の人工皮膚研究成果を基盤にした(株)ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング、名古屋大学の磁気センサーの研究成果を事業化したアイチ・マイクロ・インテリジェント(株)、藤田保健衛生大学における抗体研究成果を活用した(株)抗体研究所など、大学との共同研究成果を事業化するベンチャーが、大企業や研究開発型の中小企業等によって設立されている。

企業内の一事業として潜在化させるのではなく、ベンチャー企業として事業の存在を顕在化させ、広く発信することは、ベンチャーを立ち上げる企業の経営戦略面のメリットだけでなく、地域のベンチャーマインドの創出につながる。

内容

大学等の研究成果、共同研究成果の事業化を積極的に進める経営を展開する。企業の経営ノウハウを導入し、知的財産の事業化を集中・加速するため、積極的に企業化（コーポレートベンチャー促進）を図る。

実施体制

主体：企業

連携：大学、公的研究機関、TLO等

大企業と国立大学による企業発ベンチャー例
(アイチ・マイクロ・インテリジェント株式会社)

愛知製鋼株式会社は、MI（磁気インピーダンス）センサーの試作品を提供できる状況になった。MIセンサーは従来の磁気センサーに比較して、約1万倍の優れた感度を有している。この画期的な性能は、名古屋大学毛利佳年雄教授の発見したアモルファス磁性ワイヤーのMI効果等に基づくもので、日本オリジナルの世界的な発明である。開発は科学技術振興事業団の委託として進められた。MIセンサーを利用することにより、自動車用の各種センサー、電子コンパスなどへの適用が可能となり、画期的なコンパクト化とコスト低減が可能となる。新会社は、MIセンサーの原理発見者である名古屋大学毛利佳年雄教授の参画のもと、5年後に30億円の売上げを目指す。なお、国立大学教授の民間企業役員兼務は、名古屋大学においては毛利教授が初となる。(2001年2月、企業設立プレスリリースより抜粋)



3. 未利用（潜在的利用価値のある）特許の積極的な公開による活用

目 的：大企業を中心に保有する未利用（潜在的利用価値のある）特許の公開を図る。

現 況

愛知県内の出願人別特許出願件数をみると、上位 15 社の大企業で全出願件数の半分以上を占める。大企業では、研究開発の成果として知的財産が多く創出されているものの、事業化等で活用されない、潜在的利用価値のある知的財産が未利用のまま保有されている。

これまでは、特許流通フェア、愛知県知的所有権センターが作成している特許流通データベース等により未利用特許活用の促進が図られているが、量、質とも十分な状況にない。近年、(株)豊田中央研究所が保有特許を現場レベルで積極的に開示したり、特許管理会社を利用して戦略的活用について検討したりするなど、知的財産を経営資源として積極的に活用しようという動きが出てきており、今後利用価値の高い未利用特許の公開を進める必要がある。

内 容

大企業が保有する未利用（潜在的利用価値のある）特許について積極的に公開し、中小・ベンチャー企業への活用を進める。

大企業保有特許の流通を高めるため、開発や生産の現場まで開示し、技術指導付で移転を図るなど、効果的な流通方法を検討する。

特許流通フェアや民間の技術移転会社等、既存の特許流通サービスを積極的に活用し、保有知的財産の価値を活かす未利用特許の登録、活用を促進する。

実施体制

主体：企業

連携：国、愛知県

4 . 知的財産管理・契約知識等の教育（専門性の高い教育、社員全般対象の教育）

目 的：従業員の知的財産の管理や、契約知識等について教育を進める。

現 況

アンケート結果や個別企業へのヒアリングから、知的財産や営業秘密について、企業活動の現場（研究開発、生産、販売等）はもとより知的財産を管理する部署においても、知的財産管理や取り扱いを決める契約等に関する認識の不足が指摘されている。

知的財産の管理、戦略的活用に関する専門性の高い実務教育、さらに間接部門等も含めた社員全般の知的財産啓発教育が不十分で、この対応が求められる。

内 容

研究開発や知財担当等専門性の高いスタッフ向けの実務教育を実施する。

営業秘密等、間接部門も含めた社員全般対象の知財啓発教育を実施する。

実施体制

主体：企業

連携：国、愛知県、発明協会、弁理士会、「あいち知的財産人材サポーター」等

5. 独自の強みを持つ技術開発の推進とその知的財産化による競争力の強化

目 的：技術開発を積極的に進めるとともに、そこから生まれた成果を知的財産化することにより、他社にない独自の強みを作る。

現 況

アンケート結果やヒアリングによると、下請型を中心とする中小企業を中心に、独自の強みを持つ技術開発と知的財産の権利化が十分ではない状況が、多く見られる。

企業競争・国際競争が激化するなかで、独自の強みを持つ技術開発とそれを知的財産で守ることは取引の継続や新規顧客獲得の上で重要である。

研究開発の人材・資金が不足しがちな中小企業では、戦略的に体制づくりをしたり、あるいは大学等を積極的に活用し、知的財産で強みをつくる必要があるが、その取り組みは十分でない。

内 容

自社の技術を評価して、他社に比べて優位性が高く、権利化が可能な技術については、積極的に知的財産化を図るとともに、自らの技術にさらに磨きをかけるための技術開発を進め、競争力の強化に努める。

技術開発やその知的財産化に必要な人材の育成や資金の確保を、関係機関の支援を受けて進める。

実施体制

主体：企業

連携：国、愛知県、大学、経済団体

6. 大学、公的研究機関及び企業間における共同研究の推進による知的財産創造の強化

目的：中小企業を中心として、不足しがちな新たな知的財産の創造を、大学、公的研究機関、さらには企業との共同研究や共同開発により促進する。

現況：アンケートによれば、大学等と共同研究に取り組む中小企業は、2割強と少ない。研究開発の人材や資金も不足する中小企業は、大学等との共同研究で不足する力を補うことが必要である。しかしながら、ヒアリング結果では、TLOの技術移転や異業種交流等の機会を積極的に活用する取り組みが不足している。

内容

大学、公的研究機関との共同研究を進めるとともに、TLO等が保有する知的財産を自社製品づくりや事業に積極的に活用する。

大企業と中小企業の共同開発、中小企業同士や異業種企業との共同開発への積極的な参画を図る。

実施体制

主体：企業

連携：大学、公的研究機関、企業、経済団体、国、愛知県

7. 知的財産を保護する契約、技術流出防止等の管理体制強化

目的：知的財産を自分で守るための契約や技術流出防止に係る管理など知的財産保護を目的として、中小企業においても、取り組みやすい体制を整備する。

現況：アンケートによると、兼任も含めて知的財産管理組織を持つ中小企業は39%と少なく、体制整備が不十分である。

内容

知財を守るための共同開発契約、営業秘密や技術流出防止のマニュアル等を積極的に活用し知的財産保護の体制を整備する。

実施体制

主体：企業

連携：大学、弁護士、中小企業支援団体、国、愛知県

8 . 職務発明等人材へのインセンティブ制度の見直し

目 的：企業における人材へのインセンティブ制度の導入等により、知的財産の創造を促進する。

現 況

発明等で貢献のあった人材への発明大賞などの顕彰に加え、企業における報奨金や利益還元などのインセンティブ付与は、発明や知的財産の創造を促進する上で重要な制度である。

アンケートやヒアリングを通じて、中小企業をはじめ、大企業においても褒賞制度等を積極的に活用し、知的財産の創造を促進する取り組みは不十分であった。

近年、企業と発明者の間で職務発明に係る訴訟が発生していること等を踏まえ、国においては、職務発明における企業と発明者の間の権利関係を定めた特許法第35条の見直しが進められている。

内 容

特許法第35条の見直しの動向を踏まえ、インセンティブ制度や職務発明規定等の充実、整備を図る。

実施体制

主体：企業、経済団体

連携：弁護士、経営コンサルタント、「あいち知的財産人材サポーター」等

9. 行政等の実施する知的財産に関する支援施策の積極的な活用

目的：行政等が行っている既存の知財に関する相談やセミナー、情報検索などの支援施策を積極的に活用し、企業の知財の取り組みを強化する。

現況：発明協会等では、知的財産権制度に関する説明会や講習会・セミナーなどを実施しているものの、アンケートによると、とりわけ、中小企業では、こうした支援機関の利用経験は1割程度に過ぎず、中小企業を中心として、これらの活用が不十分である。

内容

各種支援機関が行う知財セミナーや相談、情報検索、トラブル仲裁、試作や技術課題の解決等の取り組みを積極的に活用する。

実施体制

主体：企業

連携：国、愛知県、発明協会、弁理士会、中小企業支援機関

主な知財関連支援機関と支援内容

主な支援機関名	支援内容
(社)発明協会愛知県支部	発明の奨励、工業所有権制度の普及・保護を図ることを目的として設立(会員制) 知的所有権の啓発、普及(講習会、イベントの開催) 発明特許相談の実施 電子出願に関する支援、相談、指導
日本弁理士会 名古屋特許相談室	知的所有権の啓発、普及(講習会、講演会の開催) 特許無料相談の実施 知的所有権に関する調査、研究
中部経済産業局	特許流通フェア中部の開催 パンフレットの配布、セミナーの開催
中部経済産業局特許室	流通アドバイザーによる未利用特許の流通支援(特許流通データベース端末) 調査員による工業所有権、開放特許に関する相談
(独)工業所有権総合情報館 名古屋閲覧所	特許庁の独立行政法人 I P D L(特許電子図書館)、特許公報による特許情報の提供
中小企業総合事業団(中小企業・ベンチャー総合支援センター中部)	弁理士による知的所有権に関する無料相談の実施
愛知県 (知的所有権センター)	流通アドバイザーによる未利用特許の流通支援、特許取引に関する相談 ○検索アドバイザーによる特許検索指導、出張相談、検索説明会の開催 ○知的所有権の啓発、普及(講演会の開催、特許開放データベース集の作成配布) I P D L(特許電子図書館)、C D - R O Mによる特許情報の提供
(財)愛知県中小企業振興公社	知的所有権に関する無料相談の実施(弁理士による無料相談)

(2) 大学等が主体的に取り組む方策

10. 知的財産本部などの知的財産管理機能強化
11. 研究者への社会貢献認識の啓発と業績評価における知的財産の重視
12. 大学発ベンチャーの促進
13. 学生や研究者への知的財産教育の充実
14. 研究者や知的財産関連人材の産業界との交流促進
15. 社会人向けの高度な知的財産教育の充実

10. 知的財産本部などの知的財産管理機能強化

目 的：知的財産本部などに知的財産の創造・保護・活用の管理体制を整備する。

現 況

国においては、国立大学の法人化に伴う特許等知的財産の機関帰属への移行を踏まえ、大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施する体制の整備を支援するため、2003年に大学知的財産本部整備事業を実施している。県内では名古屋大学、岡崎国立共同研究機構が本事業に採択されたほか、特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラムとして名古屋工業大学、豊橋技術科学大学が採択されている。

ヒアリングによれば、このほかの大学、研究機関でも知的財産の管理体制について整備に着手する動きが見られてきており、さらにその拡大を図るとともに、管理体制の効果的運用が必要である。

内 容

知的財産本部など知的財産管理体制を整備するとともに、TLO等との連携を強化する。

知的財産本部などの主導により、知的財産の創造や保護を重視した研究活動を推進する。

実施体制

主体：大学、公的研究機関

連携：TLO、弁理士会、弁護士等

11. 研究者への社会貢献認識の啓発と業績評価における知的財産の重視

目 的：大学や公的研究機関における研究者の社会貢献意識の啓発をするとともに、知的財産創造に関する研究業績評価を導入する。

現 況

大学や公的研究機関は、教育や研究の面で社会的貢献が求められている。一部の大学内や研究機関では、知的財産に関するセミナーや研修、あるいは機関内の評価制度などが整備され、社会貢献意識の啓発、知的財産取得の意識が高まっているものの、ヒアリングによれば、全体的には依然として論文や学術的な成果を重視する傾向が強い。

産学連携の推進に伴い、大学の教職員や大学自身が外部から得る経済的利益等と大学における教育・研究上の公益的な責任が衝突する、いわゆる利益相反が問題となる。このため、各大学において、利益相反に関する対応を検討しながら、大学や公的研究機関の社会貢献を進める取り組みが必要である。

内 容

機関内における利益相反に関する問題の整理等を踏まえ、研究者に対する知的財産面での社会貢献意識を啓発する。

- 知財創出も加えた研究者の業績評価の導入を進めるとともに、知財創出の成果が研究者に還元される規定等の整備を進める。

実施体制

主体：大学、公的研究機関

連携：愛知県、弁理士会、弁護士、経営コンサルタント、「あいち知的財産人材サポーター」等

独立行政法人 産業技術総合研究所における研究者へのインセンティブ見直し

体制・制度	工業技術院時代	産業技術総合研究所
研究者へのインセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> ・論文中心に評価 ・実施料の5～30% 上限 600万円/年 (50万円まで30%、50万円以上は金額に応じて5%まで逡減) ・プログラムなど著作権の補償なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・知財と論文を同等に評価(業績集計表では知財を先に記載) ・実施料の25%、総額上限無し(100万円までは50%)
		<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムなど著作権の実施についても補償

12. 大学発ベンチャーの促進

目 的：大学等の研究者が、自らの研究成果を活用したベンチャー企業の立ち上げを促進する。

現 況

国は 2002 年からの 3 年間で 1,000 社の大学発ベンチャーを創出する計画を掲げ、大学発ベンチャー創出支援制度による研究開発資金を供給している。本県では、名古屋大学や豊橋技術科学大学等において、ベンチャー企業が設立されている。

産業クラスター計画に関連する大学発ベンチャー、知的クラスター創成事業に関連するベンチャーの設立がみられる。また、名古屋大学、名古屋工業大学等にインキュベーション機能が整備され、大学発ベンチャー企業の立ち上げを計画する研究者が活動を始めている。

しかし、大学発ベンチャーの取り組みは、緒についたところであり、大学発ベンチャー企業数は、全国的にも未だ少ない状況にある。

内 容

公的な研究開発資金等により、大学等の研究者が自らの研究成果を活用して、事業化を行う取り組みを促進する。

実施体制

主体：大学、公的研究機関

連携：愛知県、弁理士会

大学発ベンチャー企業数(平成 15 年 3 月)

大 学 名	会社数
名古屋大学	9
豊橋技術科学大学	8
名古屋市立大学、中部大学、 藤田保健衛生大学()	各 2
名古屋工業大学()、愛知医科大学、愛知産業大 学、名城大学	各 1
合 計	27

全国 531 社

資料) 大学発ベンチャー基礎調査(経済産業省)

なお、平成 15 年度の文部科学省の調査(15 年 8 月末現在)によると、名古屋工業大学発のベンチャー企業は 4 社、藤田保健衛生大学は 3 社となっており、大学発ベンチャーの総数も 614 社となっている。

13. 学生や研究者への知的財産教育の充実

目的：学生への知的財産についての教育や研究者の知的財産に対する意識啓発を進める研修の充実を図る。

現況

大学における知的財産に関する教育は、名古屋大学や名古屋工業大学など一部の大学でのみ実施されている状況にある。

弁理士会東海支部が実施する大学生に対する知財教育セミナー支援活動への要望は強い。

内容

関係団体の支援を受けて知的財産に関するカリキュラムの整備を図り、学生等への継続的な知財教育を実施する。

実施体制

主体：大学、公的研究機関

連携：愛知県、「あいち知的財産人材サポーター」、発明協会、弁理士会、弁護士

14. 研究者や知的財産関連人材の産業界との交流促進

目的：大学、公的研究機関において、企業における有用な知的財産関連人材と、研究者と交流を進める。

現況：大学や研究機関の研究者と産業界との人材交流については、従来から半導体製造技術等の大企業の研究開発のポテンシャルが高い分野においては行われていた。さらに、2000年の「産業技術力強化法」で国立大学教官の企業への役員兼任が緩和されてきている。しかしながら、総じて大学と産業界との人材交流は十分とはいえない。

内容：大学、公的研究機関における知的財産管理や教育の場において、企業から知的財産関連人材の受け入れを行うとともに、大学等の研究者が企業経営の知識、経験を深める取り組みを進める。

実施体制

主体：大学、公的研究機関

連携：愛知県、弁理士会、経済団体、企業、「あいち知的財産人材サポーター」等

15. 社会人向けの高度な知的財産教育の充実

目 的：技術経営や法務に関連する専門大学院において、社会人向けの高度な知的財産教育を推進する。

現 況：県内において技術経営に関する高度な専門教育機能を持つ大学は、名古屋工業大学の産業戦略工学専攻があり、社会人も対象とした高度な知財教育も実施されている。また、知的財産に関する法務の専門家を養成する法科大学院については、県内は5大学で設置されようとしており、このうち1大学では社会人を対象とした夜間法科大学院が整備されようとしている。

内 容：技術経営大学院、夜間法科大学院等において、社会人を対象に知的財産に関する専門家を養成する高度な教育を展開する。

実施体制

主体：大学、経済団体、企業

連携：愛知県、企業、弁理士会、弁護士

名古屋工業大学産業戦略工学専攻（MOT）

名古屋工業大学は、2003年工学系経営教育を専門的に行う大学院として、新たに経験豊かな経営コンサルタント、技術コーディネータ、起業家のスタッフを迎え、産業戦略工学専攻を設立した。トップマネジメント・技術イノベーションを目指す社会人向けプログラム（社会人対象短期在学コース）、起業・技術者経営・コーディネート・知的財産獲得保持を目指す学卒者対象のプログラム（起業家育成一般在学コース）を持ち、ものづくり産業の発展に貢献するリーダーを育成する。（名古屋工業大学 産業戦略工学専攻 HP より抜粋）

(3) 産・学・行政が連携し取り組む方策

～産業クラスター計画等の既存の新産業創出の取り組みとも連携し、知的財産面においての課題克服、強化を推進する～

取 り 組 み 方 策 の 内 容	展開時期		
	前期	後期	
	2004年	2007年(見直し)	2010年
< 知的財産を大切にす風土づくりによる知的財産立県の推進 >			
16. 「愛知の発明の日」を活用した知的財産を大切にす意識の普及	■		■
< 風土づくりを進める社会基盤(人材・情報・資金)の整備 >			
17. 「あい知知的財産人材サポーター(仮称)」の設立と活用		■	■
18. 知的財産立県を担う幅広い知的財産教育の推進	■	■	■
19. 特許審査に係る先行技術調査機関の整備による地域知財力の強化	■	■	■
20. 産・学・行政の知的財産情報のネットワーク化、情報発信の強化	■	■	■
21. 知的財産の創造・保護・活用を促進する知的財産ファンドの整備		■	■
< 共同研究の推進による知的財産創造の強化 >			
22. 共同研究開発事業による知的財産創造の推進	■	■	■
23. バイオ分野における共同研究・事業化の推進			■
24. ナノテクノロジーにおける共同研究・事業化の推進	■	■	■
25. バイオ、医療、ナノテクノロジー関連の先端計測分析技術・装置開発の推進	■	■	■
26. コンテンツ制作の人材の集まるビジネス環境づくり		■	■
< 特許等知的財産の流通・移転の促進 >			
27. 知的財産の事業化に向けた試作機能の整備による技術移転の強化		■	■
28. 未利用(潜在的利用可能性のある)特許の流通促進	■	■	■
29. 流通やコンサルティング等の知的財産ビジネスの振興、活用	■	■	■
< 国や他地域との連携 >			
30. 国内外のネットワークによる共同研究や人材・資金の集積の強化		■	■
31. 知的財産に関する国への提案・要望活動の実施	■	■	■

■ : 主要な方策を展開する期間を示す
 ■ : 助走期間または経常活動化した期間を示す

< 知的財産を大切にする風土づくりによる知的財産立県の推進 >

16. 「愛知の発明の日」を活用した知的財産を大切にする意識の普及

目 的：産学行政が連携して、知的財産を大切にする風土づくりに向けた企業・県民の意識の醸成を図る事業を展開する。

現 況

- 多くの中小企業や大学等においては知的財産に対する認識は十分ではない。
- 知的財産立県を目指すためには、産、学、行政さらには一般県民を挙げて、知的財産を尊重し、社会に役立てていくという意識の啓発を幅広く進めていく必要がある。
- 既に国では、4月18日を発明の日とし、その前後1週間を科学技術週間として位置づけ、様々な事業を実施しているが、ものづくり技術の集積地である愛知らしい独自の取り組みが求められている。

内 容

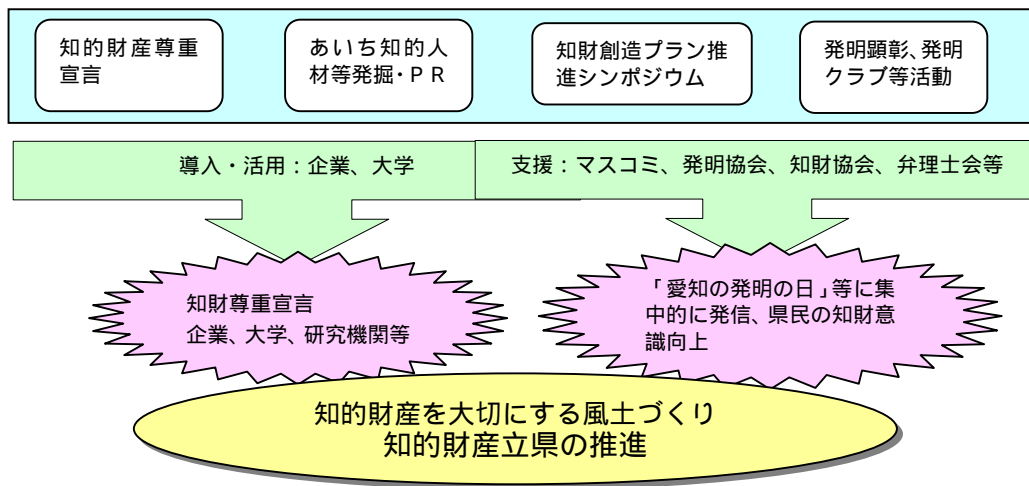
- 知的財産を大切にする風土づくりに向けて、産学行政の連携により、地域独自の発明の日を設けるとともに、知的財産を尊重する地域である旨の宣言とその導入を図る。また、独自の発明の日の記念事業を通じて、知的財産立県に向けた発明（知財創造）機運の底上げを図っていく。
- 企業、大学、関係団体等においては、「愛知の発明の日」を中心に、組織内外で、以下のような知財に関する意識啓発の取り組みを集中して進める。
 - ・組織内における知財研修等啓発の実施
 - ・知的財産尊重宣言の実施、導入
 - ・世界に誇るあいち知的人材・企業の発掘とマスコミなどを通じたPR
 - ・発明協会等の発明顕彰活動や少年少女発明クラブ等の活動、市民主体の発明研究会等の地域活動と連携した知的財産を大切にする風土づくりを推進 など

目 標：現 行 なし

- 2004年 愛知の発明の日における知財に関する啓発等の取り組みの実施及び知的財産尊重宣言の実施、導入に着手
- 2010年 知財尊重宣言の実施、導入企業等1,000社以上
知的財産関連学会等の世界大会の企画・誘致

実施体制

主体：愛知県、企業、大学、発明協会、弁理士会、経済団体
連携：国、マスコミ（新聞、テレビ等）、知財協会、県内市町村



< 風土づくりを進める社会基盤（人材・情報・資金）の整備 >

17. 「あいち知的財産人材サポーター（仮称）」の設立と活用

目的：産・学・行政が連携して、知的財産に関し有能な人材（企業OBなど）のネットワーク化を進め、こうした人材の活用により中小企業の知的財産活動を支援する。

現況

企業ヒアリング結果から、当地域においては中小企業では経験ある知財の人材が不足する一方、大企業を中心に知財の人材が集積されている。
当地域では、既に知財に関するアドバイザー派遣事業として、工業所有権総合情報館による特許流通のアドバイザーなどの派遣のほか、産業クラスター計画に基づく東海ものづくり創生協議会では、「コンサルティング支援事業」を実施している。
団塊の世代の知財人材がリタイアする時期を迎え、その経験や知識を十分に活用する仕組みが求められている。

内容

知財に関し有能な企業OB等の人材を活用して、人材の不足する中小企業などが実施する知財に関する研修、講演などの啓発普及や相談を行うほか、既存の専門家派遣制度の活用促進の働きかけなどを行うことにより、中小企業の知財戦略の支援を行う。

このため、知財を中心に、技術、経営に有能な人材によるNPO等の組織として「あいち知的財産人材サポーター（仮称）」を設立する。

「あいち知的財産人材サポーター（仮称）」では、大学発ベンチャーやTLO、さらには、ベンチャーキャピタルや金融機関と連携した投融資先に、不足する人材の提供も行う。

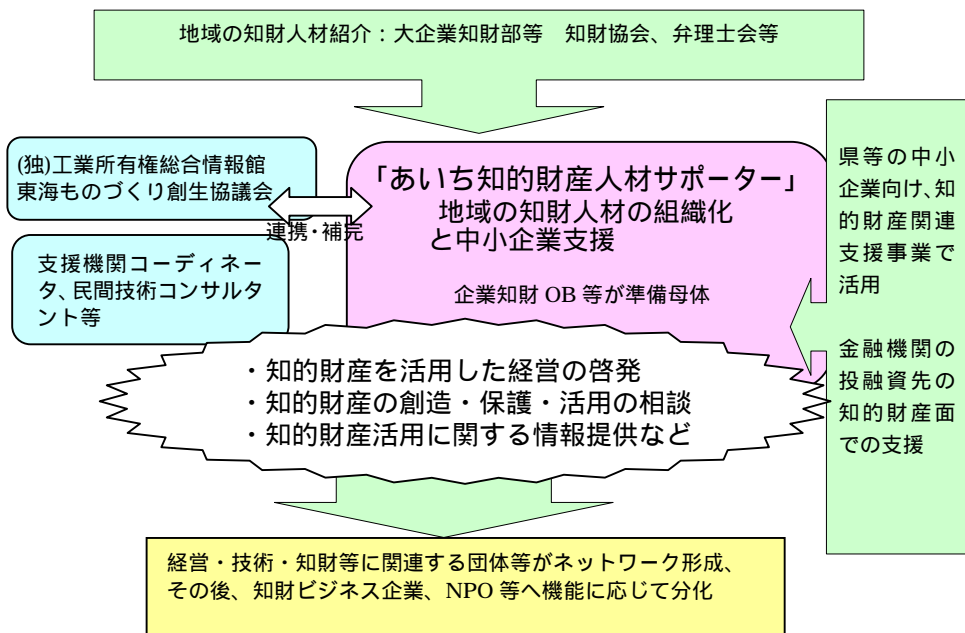
目標：現行 なし

- 2007年 人材サポーターの運営主体であるNPO等による事業の展開
- 2010年 人材サポーターの登録数 100人以上
- 人材サポーターからの中小企業等支援 年間 100社以上

実施体制

主体：愛知県、NPO、企業など

連携：(独)工業所有権総合情報館、東海ものづくり創生協議会、弁理士会、弁護士会、TLO、金融機関など



18. 知的財産立県を担う幅広い知的財産教育の推進

目 的：産学行政が連携して、それぞれの特質を生かして、知的財産の創造、保護、活用に向けた人材育成のための教育を幅広く展開する。

現 況

国、県、発明協会等で知的財産に関する幅広い層を対象とした知財セミナー等を実施している。また弁理士会等では、大学等への知的財産に関する出前講座等を実施。

現状のこうした取り組みにもかかわらず、アンケート結果やヒアリングでは、セミナーや知財教育に対する要望が多い。

内 容

発明協会、弁理士会、大学、行政の連携により、効率的効果的な知的財産に関する幅広い人材の育成を展開する。

- ・ 特許セミナーの実施等幅広い層を対象とした知財に関する人材育成教育の実施
- ・ 関係団体との連携による専門性の高い知財セミナーの実施
- ・ 金型や情報コンテンツなど分野別の知財セミナーの実施
- ・ 若年層向けの知的財産教育の実施 など

目 標：現 行 国、県、発明協会、弁理士会等がセミナーを実施

2010年 特許セミナー、分野別や若年層向けなど社会的ニーズに対応した教育の実施・体制の充実

実施体制

主体：国、愛知県、発明協会、弁理士会

連携：企業、知財協会、弁理士会 など

社団法人 発明協会が実施しているセミナー・講習会等事業 各種説明会

- 1) 知的財産関係法説明会
- 2) 知的財産権制度に関する説明会（初心者向け）
- 3) 知的財産権制度に関する説明会（実務者向け）

知的財産権シリーズ講習会・セミナー

- 1) 知的財産権シリーズ講習会
「初級者編」、「実務者編」、「企業編」
- 2) 中小・ベンチャー企業向け特許セミナー
地域における知的財産権制度の普及・活用のため、愛知県内3ヶ所の商工会議所で開催
- 3) 特許教育普及セミナー（4ヶ所の大学・高校において生徒を対象にした知的財産権制度普及のためのセミナーを実施）

模倣品対策相談会

出願適正化等指導事業（中小企業対策事業）

電子出願・電子情報モデルルーム事業

電子出願アドバイザーを配置し、地域中小企業が電子出願制度に円滑に対応できるよう電子出願制度の普及を図っている。

先行技術調査等の周知普及

（本事業は特許庁・中部経済産業局委託事業として実施）

19. 特許審査に係る先行技術調査機関の整備による地域知財力の強化

目 的：産・学・行政が連携し、県内企業等の人材を活用して先行技術調査の当地域での展開を図り、特許審査の迅速化に寄与するとともに、中小企業等の知財の創造、保護等の取り組みを支援する。さらに、調査機関の事業展開のなかで人材の集積や知財情報発信の拠点としての機能整備も図る。

現 況

先行技術調査は、発明の内容が既存の特許や論文としてすでに公表されたものでないかどうかを調べるものである。この調査は、企業においては特許の出願及び審査請求前に、また、特許庁においては特許審査時にそれぞれ実施されており、特許においては重要な役割を有している。

特許審査に係る先行技術調査は、現在、特許庁の委託を受けて、東京にある（財）工業所有権協力センターが実施している。

今後、さらに多くの特許審査需要が発生する一方、迅速な特許審査が求められることから国においてこれへの適切かつ速やかな対応が求められている。当地域には、集積のある輸送機器産業等の企業を中心に、先行技術調査を担える多くの人材が集積し、先行技術調査機関の受け皿としての能力は十分にある。

これを踏まえ、県、名古屋市、名古屋商工会議所、(社)中部経済連合会が連携、協力して、特許庁に対し当地域での先行技術調査機能の整備を要望してきた。

内 容

○当地域の企業人材を生かして、特許審査に係る先行技術調査機関の整備を図るとともに、この調査機関において企業が特許出願時等に必要とする調査の展開を図ることにより、中小企業等における知的財産の創造・保護・活用の円滑な実施を支援していく。

○さらに、先行技術調査機関の事業を進めるなかで、知財の人材の集積が進むことから、この人材の集積を活用して中小企業の知財の取り組みを支援する。

また、この調査機関を核として、当地域における知財情報発信の拠点づくりを進める。

目 標：現 行 関係団体が連携して、特許庁に先行技術調査機能の本県内での整備について要望活動を実施

2005 年 先行技術調査機関において特許庁及び中小企業等の委託による調査の展開等

実施体制

主体：国、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、(社)中部経済連合会

連携：企業、大学

20.産・学・行政の知的財産情報のネットワーク化、情報発信の強化

目的：産・学・行政が連携し、それぞれが保有する知的財産や人材などに関する情報をネットワーク化し、地域として県内外への情報発信の強化を行う。

現況：大学やTLOの保有する技術や研究成果、知的財産等の情報、さらに知的財産に関連する公的機関や専門家、民間企業などの情報は、各主体が個別に発信しており、ネットワーク化が図られておらず、情報把握の利便性に欠ける。

内容：産・学・行政が連携し、それぞれが持つ知的財産や知的財産に関連する有能な人材、(海外(特に中国)での係争に関する現地エージェント等を含む)知財の創造・保護・活用に関連する施策情報等をネットワーク化し、情報発信する。

目標：現行 それぞれの主体で発信
2010年 HPなどで主要な企業、大学、公的研究機関の知財情報の総合的なネットワークを形成

実施体制

主体：企業、大学、公的研究機関、弁護士、経済団体、弁理士会

連携：愛知県

21. 知的財産の創造・保護・活用を促進する知的財産ファンドの整備

目 的：知的財産の創造・保護・活用、人材育成に向けて必要な資金を調達できる多様なシステムの整備を進める。

現 況

知的財産の創造・保護・活用を充実し企業の競争力を高めるためには、研究開発、事業化、知的財産の権利化等多くの場面で資金の投入が不可欠である。中堅、中小企業では、優れた知的財産を基にする事業計画があっても、資金の調達が困難であることにより、製品化や事業化、権利化を断念する企業がある。

首都圏では民間を中心とするベンチャーキャピタル等により、また、東京都や大阪府等では行政と金融機関、証券会社等が協調したCLO、CBO、投資ファンド等により、中堅、中小企業への知財の創造、活用に必要な資金を供給するシステムが整備されてきている。

内 容

中堅・中小企業向けに知財創造を目的としたCLO、CBO、投資ファンド等の資金供給システムを民間活力により整備する。

大学や公的研究機関の成果を事業化するための技術開発資金及びマーケティングや起業準備の資金の円滑な供給を進める。

知的財産を適切に評価できる目利き人材を育成することにより、知的財産を担保とした融資や投資を促進する。

目 標：現 行 CLO、CBO、知財創造等に向けた投資ファンドなし
2010年 融資額 100億円、投資額 20億円

実施体制

主体：金融機関・証券会社

連携：愛知県、企業、経済団体など

* CLO：Collateralized Loan Obligation ローン担保証券

CBO：Collateralized Bond Obligation 社債担保証券

企業の借り入れ（ローン）や社債を束ねて証券化し、金融市場を通じて投資家等から資金を調達する手法

< 共同研究の推進による知的財産創造の強化 >

22. 共同研究開発事業による知的財産創造の推進

目的：産、学及び公的研究機関が連携して、研究開発コンソーシアム事業など共同研究開発事業の積極的な推進を図り、知的財産の活発な創造をめざしていく。

現況：現在、当地域においては、公募型の共同研究開発事業が23件実施されている。これら事業は、数千万円から数億円単位の規模の大きな研究開発投資であり、企業単独ではリスクがあり投資できない技術開発を産学共同で進めることのできる大変有用な施策である。新たな知的財産の創造を強化するためには、産・学及び公的研究機関が連携して、これらの事業を積極的に推進、実施していく必要がある。

内容：国、NEDOやJSTの公募型の共同研究開発事業を積極的に提案、実施する。

目標：現行 公募型の共同研究開発事業の実施（23件）
2010年 公募型の共同研究開発事業の実施（30件以上）

実施体制

主体：大学、公的研究機関、企業

連携：国、愛知県、TLO

公募型の共同研究事業：地域結集型共同研究事業、知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携事業、地域コンソーシアム事業他

愛知県における公募型の共同研究開発事業の例

- ・愛知県・名古屋市地域結集型共同研究事業
研究参加機関：名古屋大学、豊橋技術科学大学、トヨタ自動車(株)、(株)INAX、日本ガイシ(株)、愛知県、名古屋市
研究内容：循環型環境都市構築のための基盤技術開発
- ・愛知・名古屋地域知的クラスター創成事業
研究参加機関：名古屋大学、名古屋工業大学を中心とした産学行政共同研究
研究内容：自律型ナノ製造装置の開発
- ・豊橋都市エリア産学官連携事業
研究参加機関：豊橋技術科学大学、本多電子(株)、愛知県、豊橋市等
研究内容：スマートセンシングシステムの開発
- ・地域新生コンソーシアム事業
地域において事業化に直結する実用化技術開発を促進することを目指した技術開発事業であり、当地域の大学、企業等の提案で採択されたものとして17事業ある。
- ・研究成果の育成（研究成果活用プラザ東海）
大学の研究成果を事業化に向けて、研究者及び企業並びにJSTが雇用した研究員が共同して試験研究を実施している。当地域より採択されたものとして2事業ある。
- ・新エネルギー等地域集中実証研究（NEDO）
愛知万博会場及び万博後は中部国際空港対岸部において、燃料電池発電等の分散型発電の需給システムの実証研究

23. バイオ分野における共同研究・事業化の推進

目 的：バイオ関連分野における産・学・行政の連携による共同研究を積極的に進め、事業化やベンチャー企業創出の促進を図る。

現 況

～ バイオ関連における活発な研究開発の動き～

愛知県には、分子生物学、遺伝子研究、長寿医科学、抗体研究・開発、再生医療研究やそれら研究をサポートする分析機器等の企業、さらに農産物や花卉におけるバイオテクノロジーを利用した品種改良等幅広い取り組みがみられる。具体的には、本県では、岡崎国立共同研究機構における分子生物学、基礎医学等の国内トップクラスの研究成果（論文引用国内1位）、名古屋大学発の再生医療を研究するベンチャー企業の(株)ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング、国立長寿医療研究センターにおけるアルツハイマー病や介護・看護に必要な支援機器開発、抗体試薬開発等のバイオビジネスを展開する(株)医学生物学研究所、また、トヨタ自動車のバイオ・緑化事業、愛知県農業総合試験場における花卉や野菜の新品種開発等などが挙げられる。

～ 産・学・行政の連携による共同研究や事業化の推進で知的財産の創造・活用～

バイオの研究成果を事業化する動きでは、特定非営利活動法人バイオものづくり中部が、大学等の研究成果の事業化に向けた活動をしている。具体的には、研究成果についてテーマ（機能性分子、生活習慣病・アレルギー免疫、医療機器・分析機器、環境リサイクル、糖鎖・細胞外マトリクス）別勉強会を開催するとともに、参加企業と研究者とのマッチング活動等を実施している。

内 容

既存の活動と連携しつつ、知財創造を目指した産・学・行政連携による共同研究を進め、バイオ関連分野の知的財産の創造と権利化、事業化による活用に取り組む。

農産物では、愛知県農業総合試験場等が関係機関と連携し、種苗の模倣被害を検証する技術開発を進め、あいち産の種苗の知的財産保護、活用を図る。

目 標：現 行 バイオ関連特許出願上位 20 位企業に愛知県の法人等なし
2010 年 同上位 20 位企業に愛知県の法人 1 社・機関以上
主要な種苗に対する模倣検証技術の確立と実用化

実施体制

主体：企業、大学、公的研究機関、NPOバイオものづくり中部
連携：国、愛知県

24. ナノテクノロジーにおける共同研究・事業化の推進

目的：ナノテクノロジー分野における産・学・行政の連携による共同研究を積極的に進め、事業化やベンチャー企業創出の促進を図る。

現況

～ ナノテクノロジー関連研究開発の世界的な展開～

愛知県は、ナノテクノロジーの研究における世界的な拠点である。例えば、既に1967年、上田良二教授（名古屋大学理学部）は、ナノサイズの金属粒子を世界で初めて人工的に造り出し、1970年代に豊橋技術科学大学の沢田映二教授が炭素がサッカーボールのような形になるフラーレンを理論的に予言、1995年には、金属内包するフラーレンの構造を篠原久典教授（名古屋大学理学部）が世界に先駆け解析した。また1991年 NECの飯島澄男主席研究員（現・名城大学教授兼任）がカーボンナノチューブを発見し、ノリタケ伊勢電子と斎藤弥八三重大学教授（元・名古屋大学）がカーボンナノチューブを利用したディスプレイ開発を展開している。

半導体関連でも、名古屋大学工学部の赤崎勇教授（現・名城大学教授）が結晶構造をナノレベルで制御することで、青色発光ダイオードを世界的に先駆けて開発し、豊田合成が1995年に高輝度の青色LEDの量産を開始し事業化につなげた。

同時期に、ナノレベルの材料研究でも種村榮名古屋工業大学教授（当時名古屋工業技術研究所所長）が中心になり、ナノクラスター構造の創成に関する研究プロジェクトを展開しており、材料研究におけるナノテクノロジーの端緒を開いた。

企業のものづくりにおいても、機械や駆動系の加工精度や材料系の微細構造設計や新たな機能発現で、原子・分子レベル、ナノレベルの技術によるものづくりが求められるようになってきている。

また、分子構造等の基礎研究に欠かせない放射光施設（シンクロトロン）が、岡崎国立共同研究機構にある。さらにナノレベルの材料研究等の工業的な研究・開発向けに、名古屋大学において小型放射光施設を設置する計画があり、実現によってさらにナノテクノロジーの研究開発の向上が期待される。

～ 知的クラスター創成事業等で生まれる知財の活用推進～

2003年から、「自律型ナノ製造装置」及び当製造装置を活用した各種ナノ製品を製造する技術開発を推進する「知的クラスター創成事業（～ナノテクを利用した環境にやさしいものづくり構想～）」が、（財）科学技術交流財団を取りまとめ機関として、名古屋大学や名古屋工業大学を中心に展開されている。既にプラズマ診断装置を具備する半導体製造装置等の開発、設計、製造を行なうプロジェクト発ベンチャーが設立されている。

また経済産業省が推進する産業クラスター計画における「東海ナノプロセス・マテリアル研究会」等の産学官のネットワークづくり、社団法人中部経済連合会が中心に進める中部ナノテク推進会議（仮称）設立等の取り組みがなされている。

内容：産業クラスター計画等の産学官のネットワークづくりの取り組みと連携し、知的クラスター創成事業等ナノテクノロジー分野における共同研究を通じて、大学等で創造される研究成果を知財として権利化し、より競争力あるナノテクノロジーの事業化、ベンチャー企業の創出を図る。

目標：現行ベンチャー企業 1社
特許登録 46件
2010年ベンチャー企業 40社
特許登録 150件

実施体制

主体：企業、大学、公的研究機関

連携：経済団体、愛知県、国、弁理士会
弁護士

カーボンナノチューブ 名城大学 HP より



25. バイオ、医療、ナノテクノロジー関連の先端計測分析技術・装置開発の推進

目 的：ものづくりの強みを生かし、成長分野であるバイオ、医療、ナノテクノロジー関連の研究開発や産業化に必要な装置の開発等を通じた知財の創造を進める。

現 況

先端計測分析技術は、バイオ、ナノテクノロジーなどの新たな知の発見や利用に欠かせない基盤技術であり、また、これら先端分野が産業化した際には、半導体設備産業にみるように一大産業分野に成長することが期待される。

文部科学省もその重要性から、先端計測分析技術・機器開発プロジェクトを計画し、研究開発を強く支援していく方針を示している。

愛知県には、大学発ベンチャーのさきがけともいえる、先端計測分析装置を開発する日本レーザ電子(株)、知的クラスター創成事業の成果をもとにしたベンチャーであるレーザ計測関連装置を開発するNUエコ・エンジニアリング(株)など、先端計測分析技術・機器開発に関する萌芽がみられる。

内 容

バイオ、医療、ナノテクノロジー研究やその産業化をサポートする計測分析技術・装置等に関する共同研究や共同開発を推進し、知的財産の創造と権利化、事業化による活用に取り組む。

知的クラスター創成事業による「環境にやさしい自律型ナノ製造装置」開発を通じた知財の創出とその活用、事業化推進やベンチャー創出を図る。

国が進める先端計測分析技術・機器開発プロジェクト等の研究開発プロジェクトに、産・学・行政が連携して、提案し、事業採択を受けて、バイオ、ナノテクノロジー等における計測技術や装置開発を推進するとともに、事業化推進やベンチャーの創出を図る。

目 標：現 行 2003 年から「知的クラスター創成事業」の展開
2010 年 知的クラスター創成事業による「環境にやさしい自律型ナノ製造装置」事業化、その他国などの研究開発プロジェクトへの提案実施等による開発、事業化の推進

実施体制

主体：企業、大学、公的研究機関

連携：愛知県、NPOバイオものづくり中部等



26. コンテンツ制作の人材の集まるビジネス環境づくり

目 的：関係団体、企業及び行政が連携して、情報コンテンツ関連の知財の創造・活用を推進する。

現 況

愛知県には、一般消費者まで直接販路を持つ、ゲームや映像、音楽等のコンテンツ供給事業者は少ないものの、テレビでは6局があり、映像プロダクションの集積は有数である。また、地上デジタルテレビジョン放送の開始により、映像デジタルコンテンツの需要を高めている。

また、製造業の情報化では、設計・製造情報のデジタル化が急速に進みつつあり、設計や生産現場で、3DCADやCG等のデータ制作が行われている。情報コンテンツ関連ビジネスは、成長が見込まれる分野であり、アニメーションでは名古屋商工会議所の「ジャパン・デジタル・アニメーション・フェスティバル」の国際的な定着、NPO等を中心としたデジタルコンテンツ流通市場の形成の取り組みに対し、戦略的に支援、推進することが必要である。

内 容

3DCADやCG等のものづくりに関連する情報コンテンツ制作の需要とそれを受ける中小企業、個人の集積をネットワーク化し、国内外の情報コンテンツ制作需要を引き込み、広くPRし、人材の集まるビジネス環境をつくる。民間の活力を利用して、制作の拠点を整備し、地域の映像コンテンツのアーカイブ化、利用促進等の支援を行う。

国際博覧会の開催に合わせた「ジャパン・デジタル・アニメーション・フェスティバル」等の開催・支援を行う。

NPO等を中心として、デジタルコンテンツ流通市場の形成促進を図る。

目 標：現 行 なし

2004年 拠点整備やアーカイブ化の検討

2005年 ジャパン・デジタル・アニメーション・フェスティバル開催、デジタルアーカイブ全国大会の開催

2010年 情報コンテンツ関連制作・人材育成拠点
映像コンテンツアーカイブの整備

実施体制

主体：経済団体、NPO等関連団体

連携：愛知県、情報関連企業、業界団体

< 特許等知的財産の流通・移転の促進 >

27. 知的財産の事業化に向けた試作機能の整備による技術移転の強化

目 的：基礎的であり、権利として弱い傾向がある大学等の知的財産の事業化に向けて、大学自らが、必要な試作機能を持つことにより、知的財産を事業化するまでの時間の短縮や技術手法の絞り込みを図り、企業への円滑な技術移転を促進する。

現 況：一部の大学や公的研究機関で試作機能を有しているが、総じて大学等の試作機能は不十分な状況にある。

内 容

大学等において試作機能を持つベンチャーラボやインキュベーション機能の充実を図る。

公的研究機関においても、試作機能の一層の充実を図る。

目 標：現 行 大学の一部において試作機能等を整備

2010年 大学・研究機関において試作機能を整備・充実

実施体制

主体：大学、公的研究機関、TLO

連携：愛知県

主な大学のインキュベーション施設整備状況

H14 名古屋大学ベンチャー育成施設（1,000m²）
H16 豊橋技術科学大学ベンチャー育成施設（建設中）
H16 名古屋工業大学ベンチャー育成施設（建設中）

28. 未利用（潜在的利用可能性のある）特許の流通促進

目 的：産学行政が連携して、未利用（潜在的利用可能性のある）特許の活用・流動化を促進する。

現 況：本県では、特許流通事業、特許流通フェア、東海ものづくり創生協議会における交流会などが開催されている。今後、企業の知財経営意識の高まりとともにこれらを一層拡充し、特許の流通を促進していくことが必要である。

内 容：大企業を中心に保有する未利用（潜在的利用可能性のある）特許について公開し、積極的に企業と企業、大学と企業の連携を促進することにより、中小・ベンチャー企業への活用を図る。

目 標

交流会の開催：現 行 4回/年（主催；東海ものづくり創生協議会）
2010年 10回/年（主催；東海ものづくり創生協議会等）

開放特許数：現 行 652件（愛知県知的所有権センター）
2010年 1,300件（2倍へ）

実施体制

主体：企業、東海ものづくり創生協議会、大学、公的研究機関

連携：国、愛知県、TLO

29. 流通やコンサルティング等の知的財産ビジネスの振興、活用

目的：企業や大学における知的財産の創造や活用を進めるため、民間における技術移転や資金投入、コンサルティング等の知的財産ビジネスの振興を図る。

現況

現在、愛知県における知財関連の民間ビジネスは、弁理士による出願支援が主なものである。他には大手メーカー系の知財調査会社が見られる程度であり、知財流通や知財コンサルティング等に関する需要には、首都圏等の知財関連の民間企業が対応している。

知的財産に関する経営的な関心が一層高くなることから、今後は民間主導による先行技術調査や知財経営戦略指導、知財投資等の新しい知財ビジネス分野の振興を図る。

内容

知財関連ビジネスの当地域における展開可能性やそのための振興方策について検討を進める。

TLO、技術移転仲介、知財コンサルティングや知財評価、知財投資等知財ビジネス振興の促進を図る。

目標：現行 メーカー系知財調査会社 2社程度
2010年 知財ビジネス企業 15社（毎年2社程度増）

実施体制

主体：関連企業、TLO

連携：愛知県、大学、公的研究機関、企業、弁理士等

愛知県内の技術調査等の知財関連ビジネス例

- ・株式会社アイピックス
1993年に（株）デンソーの知的財産部門の一部が分社化されて生まれたデンソー全額出資の会社。国内・海外特許関連業務、特許調査等を行いデンソーの知的財産業務の一翼を担う。
- ・株式会社トヨタテクノサービス
自動車技術分野、電気分野、機械分野に精通した20名以上の特許調査・解析専任スタッフを揃えており、国内外の特許調査等を行っている。

首都圏の知財市場やコンサルティング等の知財関連ビジネス例

- ・エスピーアイ・インテレクチュアルプロパティ株式会社（東京都）
ソフトバンク・ファイナンスとソフトバンク・インベストメントによる共同出資子会社、金融工学に基づいた特許の価値評価を行うシステムを提供する pl-x 社（東京都）と提携し、客観的な特許評価基準を持つ市場形成を目指す。
- ・株式会社インスパイア・テクノロジー・リソース・マネージメント（東京都）
企業、大学、研究機関などが保有する「ものづくり」技術の事業化および育成を目的とした投資及びコンサルティング企業。知的財産権取引（売買およびライセンス）の仲介、斡旋、技術の評価やコンサルティング、事業の育成や企業経営に関するコンサルティングなどを行っている。

< 国や他地域との連携 >

30. 国内外のネットワークによる共同研究や人材・資金の集積の強化

目 的：当地域の知的財産に関する総合力の強化を図るため、県内だけでなく隣接県をはじめ国外まで幅広く、知的財産に関する人材、情報のネットワーク化を進める。

現 況：大学や公的研究機関では、研究開発で国内外との連携は進展しているものの、知的財産に関して人材やビジネス、資金のネットワークを形成するような取り組みは見当たらない。

内 容

○他地域の企業、大学、公的研究機関等との共同研究や技術移転を促進する。
国内外の知的財産に関連する優れた人材、知的財産の専門家や専門事業者、知的財産強化に向けた資金提供先等とネットワークを形成し、地域知財力の集積、強化を図る。

国への制度、要望、提案など必要に応じ隣接県と連携した取り組みを進める。

目 標：現 行 情報交換や連携は、必要に応じて、個別に展開
2005年 愛知万博と合わせた、当地域の産業技術、知財の取り組みに関する情報発信及び国内外からの知財人材、ビジネスの交流
2010年 他地域との共同研究の推進、人材や資金面の交流の広範な展開

実施体制

主体：国、愛知県、企業、大学、公的研究機関、発明協会、TLOなど

連携：県外・国外の企業、大学、公的研究機関等

31. 知的財産に関する国への提案・要望活動の実施

目 的：知的財産立県づくりに向けて国による対応が求められる事項について、国に対し当地域からの提案・要望を積極的に行い、地域の課題の解決をめざす。

現 況：先行技術調査機能の当地域における整備等の要望活動などを実施している。

内 容

○知的財産立県づくりに向けた施策のうち、国レベルの対応が不可欠な次のような事項について、国に対する要望活動等を積極的に展開し、その実現を図る。

- ・審査請求手数料等の減免措置拡大
- ・先行技術調査機関の地域展開
- ・国内外における権利侵害対策機能強化
- ・迅速な特許審査の実現など

目 標：現 行 先行技術調査機能の当地域における整備等の要望活動実施
2010年 規制緩和、創造・保護・活用に関連する法制度の実現等

実施体制

主体：愛知県、関係団体、経済団体、大学など

連携：企業等

(4) 行政(県)が主体的に取り組む方策

～(3)において、産・学・行政が連携して取り組む方策を示したが、これを受け、行政(県)が、産・学の協力を得るなどして特に主体的に取り組む方策は次のとおり～

取 り 組 み 方 策 の 内 容	展 開 時 期		後 期
	前 期	後 期	
	2004 年	2007 年(見直し)	2010 年
< 知的財産を大切に作る風土づくりの普及 >			
32.「愛知の発明の日」の制定とプラン推進PR事業の実施	■	■	■
33.知的財産に関する相談機能の強化・充実	■	■	■
< 知的財産を活用したたくましい中小企業づくり >			
34.中小企業の海外特許出願に対する財政支援	■	■	
35.知的財産活用成功企業づくりモデル事業の実施	■	■	■
36.「あいち知的財産人材サポーター(仮称)」の設立支援と活用の促進	■	■	■
37.中小企業関係団体と連携した知的財産啓発活動の展開	■	■	■
< 知的財産立県を担う人材づくり >			
38.知的財産に関する情報発信機能の強化	■	■	■
39.知的財産関係団体との連携による人材の育成支援	■	■	■
40.市町村単位での知的財産の啓発	■	■	■
41.少年少女発明クラブなど地域における若年向け啓発活動の推進	■	■	■
42.教育における知的財産教育の取り込み	■	■	■
< 県の知的財産創出・活用促進 >			
43.知的財産に関する県職員の意識改革の推進	■	■	■
44.知的財産関係指針の策定による県の知的財産の創造・活用の促進	■	■	■
45.県の知的財産窓口の一本化	■	■	■

- : 主要な方策を展開する期間を示す
- : 助走期間または経常活動化した期間を示す

< 知的財産を大切に作る風土づくりの普及 >

32. 「愛知の発明の日」の制定とプラン推進 PR 事業の実施

目 的：知的財産を大切に作る風土づくりに向けて、企業、県民への普及啓発を推進する。

現 況

- 多くの中小企業や大学等においては知的財産に対する認識は十分ではない。
- 知的財産立県を目指すためには、産、学、行政さらには一般県民を挙げて、知的財産を尊重し、社会に役立てていくという意識の普及啓発を幅広く進め、この意識の定着を図っていく必要がある。
- 既に国では、4月18日を発明の日とし、その前後1週間を科学技術週間として位置づけ、様々な事業を実施しているが、ものづくり技術の集積地である愛知らしい独自の取り組みが求められている。

内 容

知的財産を大切に作る風土づくりに向けて、地域独自の発明の日を設け、知財に関する功労者を一堂に集め、その成果を発表してもらうことなどにより、産業界、大学はもとより、広く県民に発明や知財の重要性を普及啓発するとともに、研究者・技術者の交流を促進し、そうした人々の一層のスキルアップや知的財産立県に向けた発明（知財創造）機運の底上げを図っていく。合わせて、「あいち知的財産創造プラン」に関する啓発活動を展開する。このため、以下の取り組みを行う。

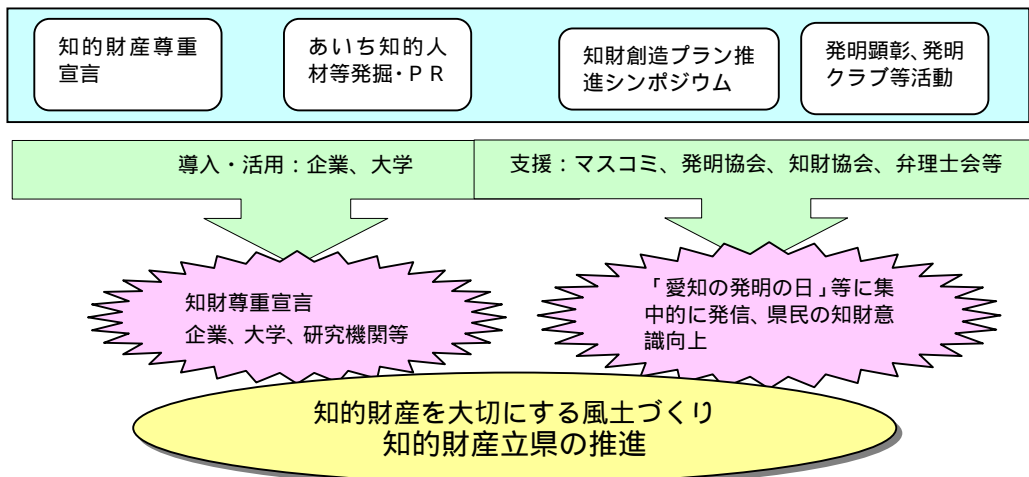
- ・「愛知の発明の日」の設置及び普及啓発事業の実施
- ・知的財産尊重宣言の実施に向けた関係団体の合意づくり及び宣言の実施、普及
- ・世界に誇るあいち知的人材・企業の発掘とPR（マスコミと連携）
- ・「あいち知的財産創造プラン」推進や知的財産に関するシンポジウムの開催など

目 標：現 行 なし

- 2004年 愛知の発明の日の設置及び創造プラン推進シンポジウム開催
- 2005年 愛知万博に合わせたシンポジウムや特許流通事業の開催
- 2010年 知財尊重宣言の実施、導入企業等 1,000社以上
知的財産関連学会等の世界大会の企画・誘致

実施体制

主体：愛知県、企業、大学、発明協会、弁理士会、経済団体、
連携：国、マスコミ（新聞、テレビ等）、知財協会、県内市町村



33. 知的財産に関する相談機能の強化・充実

目 的：知財の相談啓発に取り組む関係団体と連携、協力し、特許に係る出願や紛争など知財に関する相談窓口機能を充実整備するとともに、知財を大切にす啓発の取り組みを進め、中小企業等の知財に関する問題解決を支援する。

現 況

- アンケート調査によれば、出願や紛争など知財に関する相談の充実を求める声強い。
- 現在、県の知的所有権センターにおいては、特許流通アドバイザー（2名）による未利用特許の流通相談や、特許検索アドバイザー（1名）による特許検索相談が行われているが、アンケートにおいてニーズの高い特許紛争についての相談機能は有していない。相談件数は年間約800件の実績があるが、中小企業の知的所有権センターについての認知度は18.8%、利用度は4.7%と大変低い結果となっている。
- その他、国、発明協会、弁理士会等で各種相談が展開されているが、総じてアンケートによれば認知度・利用度とも低い。
- 知的財産に関する一層の相談機能の充実と効果的なPRが求められている。

内 容

県知的所有権センターにおいて、既存の特許流通アドバイザー、新制度の特許情報活用支援アドバイザーに加え、弁護士による無料相談を行い、先行技術調査や出願等に関する相談、侵害や特許紛争など知的財産に関する様々な相談を総合的に受け付け、サービス向上を図る。

相談内容に応じて一次対応後、弁理士会、弁護士会、発明協会、各種支援機関と連携した相談・対処を行う。

目 標

愛知県知的所有権センター相談件数等	： 現 行	約 800 件（年間実績）
	2010 年	1,600 件（2 倍へ）
知財を保有する中小企業	： 現 行	34.7%（アンケート）
	2010 年	50 %（4 割増）

実施体制

主体：愛知県、中小企業振興公社等各種支援機関

連携：弁理士会、弁護士会、発明協会

< 知的財産を活用したたくましい中小企業づくり >

34. 中小企業の海外特許出願に対する財政支援

目的：中小企業の海外特許出願費用を財政支援することで、外国企業との競争力強化や、本県企業の海外でのさらなる事業拡大を誘導していく。さらに、特許などの権利化を促すことにより、模倣の防止や侵害防止にもつなげていく。

現況：アンケートやヒアリング結果では、中小企業の特許出願における高額な費用負担が問題として指摘されている。中でも海外出願については、主要国を対象とする出願で1千万円単位の経費負担がみられるケースもあり、中小企業の海外における特許出願を進めるうえで、ネックとなっている。

内容

海外に特許で挑戦する中小企業に対し海外出願経費の一部について県が支援する。具体的には、中小企業から支援申請のあった出願案件に対し、その特許の重要性、事業性、経営革新性等の面から知的財産を評価できる専門家により審査し、特に優れたものを支援対象とする。

行政と民間が役割分担しつつ、中小企業が行う国内外の特許出願に対して資金を融資する。

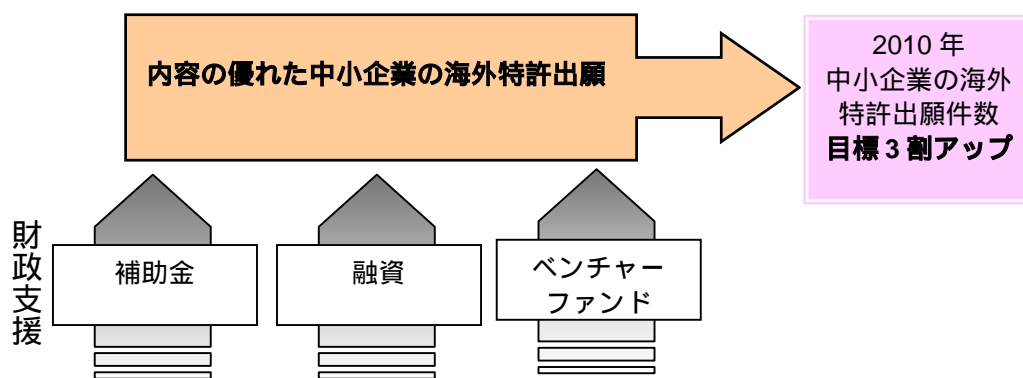
○今後成長が見込まれるベンチャー企業を対象とした知的財産権も含む投資ファンドを創設する。

目標：現行 中小企業の海外出願件数 233件(アンケート企業)
2010年 同上 3割増

実施体制

主体：愛知県

連携：金融機関等



35. 知的財産活用成功企業づくりモデル事業の実施

目 的：知財で競争力のあるベンチャー企業の創出を図るとともに、中小企業の新事業展開を知的財産の導入から、製品事業化に至る各段階において支援することによって成功事例をつくり、知的財産を活用することの重要性を効果的に啓発する。

現 況

中小企業ではアンケートやヒアリング結果に見られるように、知財を活用し、試作から販売までを担う人材が不足している。また技術開発には長けていても、事業化や販路開拓ができないベンチャー企業、中小企業も多い。企業の視点に立ち、研究開発から製品化まで一貫した事業プランのもとで支援展開することにより、強いベンチャー、強い中小企業を具体的に育てていくことが望まれている。

内 容

中小企業に対して、知的財産の活用を促進するには、知的財産を上手に活用すれば、成功するという事例を作ることが効果的である。そのため、具体的な事業プランを公募し、優れたものについて、知的財産化から、ビジネスプランの作成、事業化までを県が主体となり、3年程度かけて先導的に実施することにより、成功事例をつくって、中小企業に知的財産活用の重要性を啓発する。そうした取り組みを通じて、ベンチャー企業の創出や中小企業の新事業展開につなげていく。

- ・初年度 研究成果の事業化プラン作成、実施計画の公募、市場調査等
- ・次年度 研究開発の推進
- ・3年度 試作品完成、製品化・販路計画作成

目 標：現 行 県支援による知財を活用したベンチャー企業・中小企業なし
2010年 知財を活用したベンチャー企業・中小企業 10社

実施体制

主体：愛知県

連携：弁理士会、弁護士、大学、公的研究機関、TLO

36. 「あいち知的財産人材サポーター（仮称）」の設立支援と活用の促進

目 的： 中小企業等の知的財産の取り組みを促進するため、企業など知的財産に関連する有能な人材（企業OBなど）による「あいち知的財産人材サポーター（仮称）」の設立やその事業の展開を支援する。

現 況

企業ヒアリング結果から、当地域においては中小企業では経験ある知財の人材が不足する一方、大企業を中心に知財の人材が集積されている。当地域では、既に知財に関するアドバイザー派遣事業として、工業所有権総合情報館による特許流通のアドバイザーなどの派遣のほか、産業クラスター計画に基づく東海ものづくり創生協議会の「コンサルティング支援事業」が実施されている。団塊の世代の知財人材がリタイヤする時期を迎え、その経験や知識を十分に活用する仕組みが求められている。

内 容

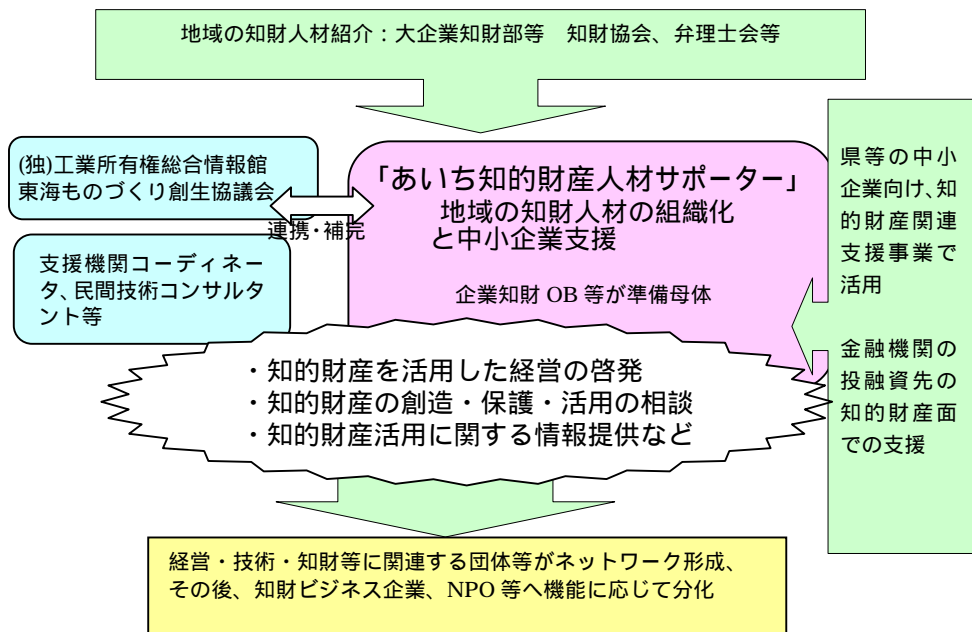
県が行う知的財産立県づくりのための各種施策を通じて得られる、知的財産や企業経営などについての経験や知識が豊富な人材のネットワークをもとに、「あいち知的財産人材サポーター（仮称）」の設立を支援する。「あいち知的財産人材サポーター（仮称）」が行う中小企業などへの知的財産戦略づくり支援の取り組みが円滑に実施されるよう、必要な助言、協力を行う。さらに、県が実施する知的財産立県づくりのための各種施策において、「あいち知的財産人材サポーター（仮称）」の積極的な活用を進める。

目 標： 現 行 なし

- 2007年 人材サポーターの運営主体であるNPO等の組織化
- 2010年 人材サポーターの登録数 100人以上
- 人材サポーターからの中小企業等支援 年間 100社以上

実施体制

主体： 愛知県、NPO、企業など
連携： (独)工業所有権総合情報館、東海ものづくり創生協議会、弁理士会、弁護士会、TLO、金融機関など



37. 中小企業関係団体と連携した知的財産啓発活動の展開

目 的：中小企業関係団体と連携して、中小企業に対する地域・業種密着型の支援を行う。

現 況

アンケートやヒアリング結果では、中小企業における知的財産に対する理解や認識は十分ではなく、セミナー開催等を求める声が多い。

市町村単位の地域密着型の知的財産セミナー等は、一部商工会議所等が実施しているものの、十分とは言えない。また、特定地域においては、その地域に集積する特定の業種に対応した知財活動の展開が必要である。

内 容：中小企業団体中央会、各商工会議所など、中小企業関係団体と連携して、中小企業への知財に関する知識の普及等の知財活動を展開する。

目 標：現 行 名古屋商工会議所等、一部の商工会議所と連携し、セミナーを実施

2010年 県内のすべての関係団体と連携して、知的財産に関する啓発活動を展開

実施体制

主体：愛知県

連携：中小企業団体中央会、各商工会議所、各商工会、関係業界団体

< 知的財産立県を担う人材づくり >

38. 知的財産に関する情報発信機能の強化

目 的：本県においては、国や県、関係団体など知的財産に関する各種機関が、それぞれ活動展開しているが、中小企業など利用者側から見ると、それぞれの機関が、どこで、どのようなサービス・活動を実施しているのかわかりにくい。特許の先行技術調査機能をこの地域で整備することなどを契機として、地域の知的財産についての情報発信機能の強化に向けて、必要とされる機能整備のあり方を検討する。

現 況

知的財産に関する情報発信は、国、県、発明協会、弁理士会等が実施しているが、アンケート調査によれば、そうしたサービスについての認知度や利用実績は低い。それぞれの機関が、各自で、また、連携して、PR 活動やサービス機能を強化していくことが求められている。

そうした中で、特許審査の迅速化に寄与し、また、企業等の円滑な特許取得を支援する特許の先行技術調査機能の地域整備に向けて、関係機関による検討が進んでいる。こうした機関の整備を契機として、地域における知的財産に関する情報発信機能を高めていくことが求められる。

内 容

本県で実施されている各機関による知的財産に関する各種サービスについて、連携することにより、一層相乗効果が図られるよう、関係機関により検討を進めるとともに、効果的な PR のあり方や、総合的な案内機能の整備など、現在、地域において不十分な機能の整備の方向性なども検討する。

特許の先行技術調査機能の地域整備を契機として、この機能の地域整備に伴う人材や情報の活用のあり方を検討し、この地域へのさらなる知的財産に関する人材や情報の集積をめざす。

知的財産に関するニュービジネスの展開可能性を調査し、地域における新たな知財ビジネスの振興のためのソフト・ハードの施策を検討・実施することにより、知財ニュービジネス関連についても活発に情報発信をしていく。

目 標：現 行 知的財産に関する関係機関が、それぞれ個別に事業・機能展開
2004 年 知的財産に関する関係機関の取り組みや先行技術調査機能を効果的に活用するための研究会の設置
2010 年 地域における知的財産に関するサービス機能の向上と情報発信機能の高まりにより、利用者にとって認知度や利便性が向上。当地域が、知的財産に関する情報発信の拠点として評価を得る。

実施体制

主体：愛知県

連携：国、経済団体、発明協会、弁理士会、中部 TLO

39. 知的財産関係団体との連携による人材の育成支援

目的：知的財産関係団体と連携して、知的財産に関する人材の育成支援を進める。

現況：知的財産は、業種や業態によって具体的な戦略、創造や保護、活用の方法が異なる。現在、発明協会、弁理士会等が知的財産に関する各種セミナー等を実施しているが、経営戦略等や業種といった点で、より専門性や具体性の高い人材育成支援が望まれている。

内容

関係団体との連携協力のもと、各種実務に即したテーマの知的財産セミナーを実施するなどにより、知的財産に関する人材の育成支援を行う。

- ・弁理士会等の協力を得た特許セミナーなど幅広い層を対象とした知財に関する人材育成教育の実施
- ・関係団体との連携による専門性の高い知財セミナーの実施
- ・金型や情報コンテンツなど分野別の知財セミナーの実施 など

目標：現行県、発明協会、弁理士会等がセミナーを実施
2010年 特許セミナー、分野別や若年層向けなど社会ニーズに対応した幅広い知的財産に関するセミナー等の実施

実施体制

主体：愛知県

連携：企業、発明協会、知財協会、弁理士会、弁護士会 など

40. 市町村単位での知的財産の啓発

目的：知的財産に関する啓発や相談などの取り組みを市町村単位で定着させる。

現況：知的財産立県づくりを推進するには、県民一人ひとりや企業の意識改革が必要であるが、現行では、きめ細かな地域単位での知的財産の啓発に関する取り組みは見られない。

内容

「知財を大切に作る」知的財産尊重宣言の市町村単位での導入に努める。知的財産の創造・保護・活用に関連する啓発、相談機能を、市町村や商工会議所、さらに弁理士会等と連携し、市町村単位で定着を図り、知財意識の啓発に取り組む。

目標：現行 なし

2010年 市町村単位で、きめ細かな知的財産啓発セミナーを実施

実施体制

主体：市町村、愛知県

連携：弁理士会、発明協会、商工会議所、県中小企業振興公社

41. 少年少女発明クラブなど地域における若年向け啓発活動の推進

目 的：次代の愛知を担う若年に対して、少年少女発明クラブなどの仕組みなどを通して、発明や科学に対する関心を高めさせることにより、知的財産の重要性に対する意識の啓発を進める。

現 況

- 本県では、発明協会や企業の協力等により、6地域で少年少女発明クラブが設置されており、若年向けの発明・科学や、ものづくりに対する啓発活動が全国1位の高い水準で展開されている。
- 市民による発明啓発に関する取り組み活動もあり、地域、市民レベルでの知的財産啓発活動が行われている。今後、さらに次世代の知財人材育成を図り、これらの活動の拡大展開を支援することが必要である。

内 容

少年少女発明クラブなど地域における科学やものづくりに対する啓発活動を推進する。

子供科学博士などの社会の耳目を集めるPR活動を進める。

発明協会における発明表彰制度の一層のPR、大学や地場産業における発明や知財創出を重視した表彰制度の充実、市民による発明活動を支援する。

目 標：現 行 少年少女発明クラブ、刈谷など6地域
2010年 県全域がカバーできる少年少女発明クラブの設置

実施体制

主体：発明協会、市町村、愛知県

連携：国、企業

愛知県の少年少女発明クラブの活動状況 (H14年現在)

項 目	実 績	全国順位	備 考
ク ラ ブ 数	6クラブ	第4位	刈谷、豊田、大府、西尾、東海、安城の6都市
クラブ員数	1,682人	第1位	クラブ員数の対全国シェア24%
延べ参加者数	24,388人	第1位	延べ参加者数の対全国シェア23%

資料) 発明協会

< 発明クラブの活動風景 >



(発明協会ホームページより)

42. 教育における知的財産教育の取り組み

目 的：次代の愛知を担う若年向けに、知財教育を進め、知的財産立県の土台づくりを進める。

現 況

中長期的な視野に立ち、知的財産立県を推進するためには、若年向けに知財教育や意識啓発を進めることが必要であるが、現在、発明や知的財産に関する教育の機会がほとんどない。

弁理士会では、小・中・高校で知的財産に関する出前講義を行う「教育機関支援機構」の設立を進めている。

内 容

知財講習やセミナー、学生・児童発明工夫展や表彰制度などを実施している発明協会との連携、弁理士会の協力などを通じ、次代のあいちの知的財産立県を担う小中高校における発明、知財に関する教育及び意識啓発を推進する。

目 標：現 行 なし

2010年 中学、高校における発明や知財に関する教育カリキュラムの普及

実施体制

主体：愛知県、市町村

連携：弁理士会、発明協会、国

< 県の知的財産創出・活用促進 >

43. 知的財産に関する県職員の意識改革の推進

目 的：知的財産立県を推進していくため、県自らが率先して、県の研究機関の職員はもとより、一般の県職員、市町村職員の意識改革を行う。

現 況：知的財産立県を目指すに当たり、県の職員に知的財産に関する認識や意識を高める機会が不十分。

内 容：知的財産立県に向けて、県をあげて県の研究機関はもとより、一般の権職員や、市町村職員の意識改革を促す知的財産に関する研修等を実施する。

目 標：現 行 県研究機関職員、県、市町村職員に対する知的財産研修なし
2010年 県研究機関職員、県、市町村職員に対する知的財産研修の定着

実施体制

主体：愛知県

連携：市町村、T L O、弁理士会等

44. 知的財産関係指針の策定による県の知的財産の創造・活用の促進

目的：県の試験研究機関における知的財産の創造、保護、活用のルールを定めた指針を策定し、県の知的財産の創造を促進するとともに、県の保有特許が民間企業において、円滑かつ迅速に活用できるようにする。

現況

県の研究機関においては、特許の出願や共同研究の仕組、研究成果の取扱いなど、知的財産に関する戦略的な取り組みの指針がなく、知的財産の創造を育む仕組みづくりが十分でないことから、知的財産の創造の取り組みが弱い。また、県の保有する知的財産について、民間企業に移転する仕組みについても、統一的な方針がなく、民間企業から県の知的財産を円滑に活用できる体制の整備が求められている。

内容

知財の創造や活用・流動化を促進するための愛知県の指針を策定する。県保有の知的財産活用に向けた規程、共同研究契約の見直し、充実を図る。県保有の知財活用・流通の促進を通じて、県の試験研究機関の研究成果の社会的還元を促進する。

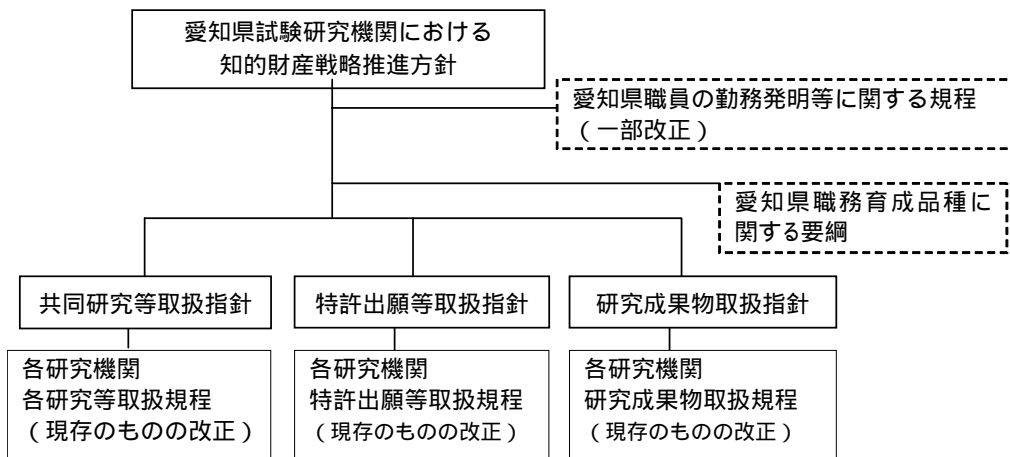
目標

創造：現行 19件（14年度特許出願）
 2010年 60件（3倍へ）
 活用：現行 33件（14年度末、実施契約累計）
 2010年 100件（3倍へ）

実施体制

主体：愛知県
 連携：弁理士会、弁護士、企業、TLO、研究機関

県研究機関における知的財産関係取扱指針の体系



45. 県の知的財産窓口の一本化

目的： 県の知的財産に関する統一的な窓口を設置し、知的財産に関する事務の合理化・迅速化を図るとともに、県の知的財産の民間企業への移転・活用の促進、円滑化を図る。

現況： 県の各研究機関では、特許など知的財産に対する取扱いが不統一であり、知的財産を積極的、かつ迅速に創出し、保護し、活用する仕組みが不十分である。また、民間企業からも、県の保有する知財の利用促進に向けた統一窓口の設置など体制整備が強く求められている。

内容

県の各研究機関の知的財産の出願、管理等、取扱方法を統一化・合理化し、事務の迅速化を図るため、知的財産統一窓口を産業労働部に設置する。

窓口が、民間企業に対する県の知的財産の活用方法や県との共同研究の進め方などについて、統一的な相談機能を果たすことにより、県の研究機関と民間企業を円滑につなげ、県の知的財産の活用促進などを図っていく。

また、窓口では、各研究機関に対して、知的財産に関する相談や研修を実施するなど、適切にサポートするとともに、ホームページを設置して、各研究機関の保有する知的財産について、積極的にPRして、県の知的財産の活用促進を図る。

目標： 現行 統一的な窓口なし

2004年 産業労働部産業技術課知的財産グループに知的財産の統一的な窓口を設置

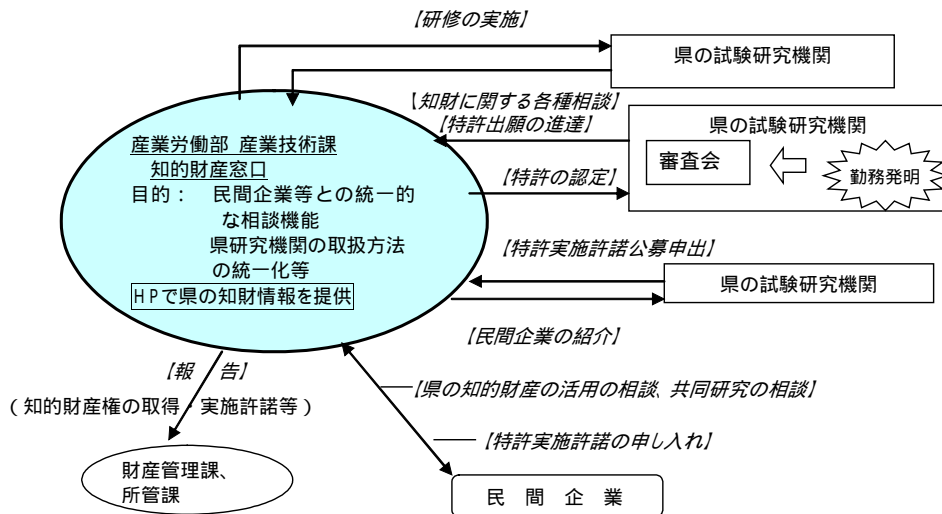
2010年 知的財産窓口が効果的に機能を発揮して、県の知財創出・活用が円滑化

実施体制

○主体：愛知県

○連携：弁理士会、弁護士、TLO

県の知財に関する統一的な窓口の設置イメージ図



あいち知的財産創造プランの推進に向けて

今日、グローバルな競争の中にあって、企業活動を取りまく環境は、目まぐるしく変化している。国は知的財産推進計画のなかで、「時機を逸することなく、迅速に改革を行う」という推進方針を打ち出し、ダイナミックな経済社会の変化を先取りする改革を行う姿勢を示している。

あいち知的財産創造プランにおける方策も、国における施策の新展開や、産業界や大学で取り組まれる新たな活動等に対応した適切かつ迅速な見直しを行い、知的創造サイクルの実現を図っていく必要がある。

このため、プランの推進にあたっては、本プランの推進主体である産・学・行政が参画する「あいち知的財産創造プラン推進協議会（仮称）」を、県が主体となって設置し、2010年度の目標達成に向けた、各主体の取り組みの評価と見直しを行っていく。

あいち知的財産創造プラン推進協議会（仮称）

あいち知的財産戦略会議の委員等の知的財産に詳しい有識者を中心として、産・学・行政からなる「あいち知的財産推進協議会（仮称）」を2004年度に設立する。この推進協議会は、毎年度、プランに関連する各主体の活動・進捗状況を把握し、課題やその対応を検討し、次年度の取組に反映させる（いわゆるPlan-Do-Check-Actionを実施）。あわせて、法制度改正等への対応など、その時々課題についても協議する。

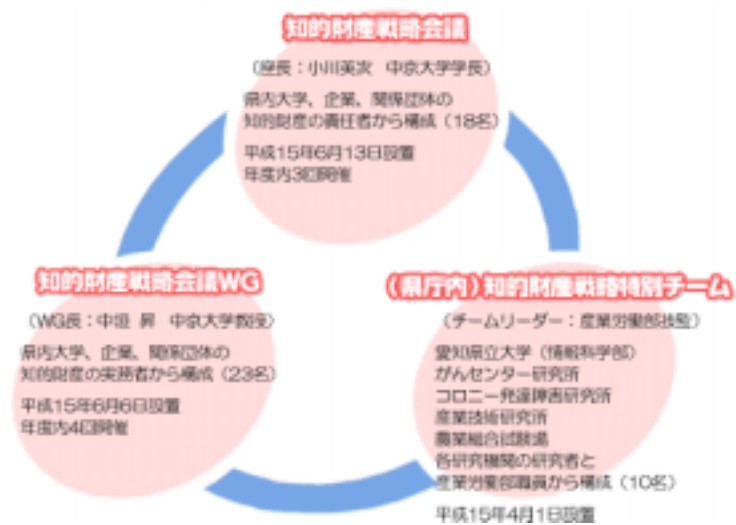
また、県が行うプランの推進PR事業などで、その事業推進に協力をする。

さらに、プランの目標年度である2010年度の間年度にあたる2007年度には、その間の環境変化への対応なども踏まえて、プラン全体の間評価と見直しを行い、適切な修正や一層の施策の充実を図ることにより、2010年度の目標実現を目指す。

図表 33 あいち知的財産創造プラン推進協議会におけるPDCA



参 考 資 料



あいち知的財産創造プラン検討体制図

あいち知的財産創造プランの検討経過

日 付	会 議 名 等	摘 要
平成 15 年 4 月 16 日	県知的財産戦略特別チーム 会議	戦略会議への提案や、県の各 研究機関における知的財産の 創造の促進を図るため、県庁 内に設置した特別チームが、 初めて検討を実施。 (以降、月 2 回程度開催)
6 月 6 日	知的財産戦略会議ワーキン ググループ第 1 回会議	実務者・専門家からなる戦略 会議の WG で、プランの方向性 を検討。
6 月 13 日	第 1 回知的財産戦略会議	プランの方向性を検討。
8 月～11 月	アンケート調査等の実施	県内企業の実態を把握し、プ ラン検討の基礎資料とするた め、調査を次のとおり実施。 ・アンケート調査 10,000 件 ・ヒアリング調査 3,000 件 (うち訪問調査 500 件)
10 月 10 日	知的財産戦略会議ワーキン ググループ第 2 回会議	プランの課題を検討。
11 月 7 日	知的財産戦略会議ワーキン ググループ第 3 回会議	プランの骨格を検討。
12 月 9 日	第 2 回知的財産戦略会議	第 3 回ワーキンググループで の検討を踏まえ、プランの骨 子を検討。
平成 16 年 1 月 19 日	知的財産戦略会議ワーキン ググループ第 4 回会議	プランの素案を検討。
1 月 31 日 ～2 月 29 日	県民意見聴取の実施	パブリックコメント制度によ り広く県民に意見を求めた。
3 月 15 日	第 3 回知的財産戦略会議	戦略会議としてプランをとり まとめ、県に提言。

愛知県知的財産戦略会議 設置要綱

(目的)

第1条 愛知県地域における知的財産立県の実現に向けて、知的財産を戦略的に、創造・保護・活用するため、愛知県知的財産戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項について審議する。

- 1 あいち知的財産創造プランの策定に関する事。
- 2 愛知県地域における関係施策・事業の効果的・効率的な展開に資する総合的な連絡・調整の推進に関する事。
- 3 その他、あいち知的財産創造プランを推進するために必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 戦略会議の委員は、知事が委嘱する。

- 2 委員は別表1のとおりとする。
- 3 委員の任期は平成16年3月31日までとする。

(座長)

第4条 戦略会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員が互選する。
- 3 座長は会務を総理し、戦略会議を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 戦略会議は、必要に応じ座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 戦略会議は、公開とする。ただし、戦略会議が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
 - (1)愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合
 - (2)会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障を生じると認められる場合
- 3 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(WG)

第6条 戦略会議にはワーキンググループを置くことができる。（以下「WG」という。）

- 2 WGは、知事が委嘱する委員で構成する。
- 3 WG委員は別表2のとおりとする。
- 4 WGにWG長を置き、WG長は委員の互選によりさだめる。
- 5 WGの構成、役員及び会議については、本要綱の条項を準用する。

(意見聴取)

第7条 戦略会議及びWGは、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 戦略会議及びWGの庶務は、産業労働部産業技術課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営等に関し必要な事項は、座長が戦略会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月13日から施行する。

愛知県知的財産戦略会議 委員名簿

(敬称略・五十音順)

職 名	氏 名
(社)発明協会愛知県支部 支部長	石 丸 典 生
名古屋工業大学大学院 教授 (前副学長)	岩 田 彰
(株)生方製作所 代表取締役社長	生 方 眞 哉
中京大学 学長 <座長>	小 川 英 次
(株)ニデック 代表取締役	小 澤 秀 雄
(社)中部経済連合会 副会長待遇専務理事	木 下 喜 揚
名古屋商工会議所 専務理事	工 藤 尚 武
名古屋大学 副総長	後 藤 俊 夫
(株)パーム 代表取締役 (中部映像関連事業社協会理事長)	近 藤 耕 司
(株)医学生物学研究所 代表取締役会長	数 納 幸 子
トヨタ自動車(株) 取締役	中 西 清
愛知県 副知事	長谷川 信 義
名城大学 副学長	原 彰
中部経済産業局 局長	細 川 昌 彦 (大 道 正 夫)
本多電子(株) 代表取締役社長	本 多 洋 介
日本弁理士会 東海支部長	松 浦 喜多男
日本ガイシ(株) 代表取締役副社長	水 谷 尚 美
ブラザー工業(株) 代表取締役会長	安 井 義 博

* 氏名の()は前職

愛知県知的財産戦略会議ワーキンググループ 委員名簿
(敬称略・五十音順)

職 名	氏 名
(株)生方製作所 技術部法規課長	安 達 祐 司
(株)医学生物學研究所 開発企画部次長	岩 波 博 文
(社)中部経済連合会 調査部長	牛 田 光 紀 (成 田 慎 吾)
トヨタ自動車(株) 知的財産部主査(前知的財産部長)	江 崎 正 啓
名城大学 学術研究支援センター長	岡 林 繁
(財)名古屋産業科学研究所 常務理事	神 谷 保
(株)アイピックス 主幹 (前(株)デンソー知的財産部長)	神 谷 正 司
日本弁理士会東海支部 副支部長	神 戸 典 和
愛知県 産業労働部長	久 保 泰 男
中部経済産業局 産業企画部長	車 田 直 昭 (板 谷 憲 次)
(株)価値総合研究所 主席研究員	桜 井 勉
(株)ニデック 法務部法務課長	鈴 木 和 見
名古屋大学 大学院法学研究科教授	鈴 木 將 文
ブラザー工業(株) 執行役員技術企画部長	大 門 悟
名古屋工業大学教授	田 中 俊 一 郎
中京大学 大学院ビジネス・イノベーション研究科長 <WG長>	中 垣 昇
(株)アドホック 代表取締役 (中部映像関連事業社協会理事)	藤 井 則 次
名古屋商工会議所 総務部長	古 橋 利 治
(財)科学技術交流財団 参事	松 吉 恭 裕
本多電子(株) 統括本部法務課長	村 松 喜 和
名古屋大学 先端技術共同研究センター長	森 滋 勝
日本ガイシ(株) 顧問 (前理事・法務部長)	盛 田 謙 三
(独)産業技術総合研究所 シニアリサーチャー	山 田 豊 章

*氏名の()は前職

【用語の説明】

インセンティブ

奨励金、報奨金の意。企業では、特別な貢献をした社員に給与以外に「インセンティブ」を支払うなどして、社員の働く意欲を刺激し、事業活動を活発化させることを目的としている。

研究開発コンソーシアム

研究組合を組織した研究開発を意味する。大学や公の試験研究機関と民間企業が研究資金をそれぞれ支出し、研究体制を構築する。研究者には長期的な研究計画を立てられるメリットがあり、民間企業にとっては研究リスクの軽減につながる。

検索アドバイザー

特許電子図書館（IPDL）の情報の有効活用を目指し、全国の知的所有権センターに配置された、特許情報検索の指導員。

国際出願（こくさいしゅつがん）

国際出願とは、特許協力条約（PCT）に基づく出願をいう。1つの国への出願を行うことにより、国際出願日が与えられ、複数の国（指定国）へ同時に出願できる。

コンテンツ

情報の内容。放送やネットワークで提供される動画・音声・テキストなどの情報の内容をいう。

産業クラスター

地域の経済産業局が地方自治体と共働して、世界市場を目指す企業を対象に、産学官の広域的な人的ネットワークを形成、地域関連施策を効果的、総合的に投入することにより、地域経済を支え世界に通用する新事業が次々と展開され、産業の集積が形成されることを目標とするプロジェクト。全国で19プロジェクトが展開されており、当地域では東海3県を対象に、バイオ分野及び高度精密加工・材料分野等において、高度なものづくり集積の創生を図る「東海ものづくり創生プロジェクト」が展開されている。

実施許諾（じっしきょだく）

特許を他人に実施させることを許す、つまり、ライセンスをすること。独占的な実施権を与える場合と、非独占的な実施権を与える場合がある。実施許諾を行う者を、ライセンサー(Licenser)、許諾を受ける者をライセンシー(Licensee)という。

知的クラスター

地域主導で、独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する公的研究機関を核とし、地域内外から企業等も参加して構成される技術革新システム。具体的には、人的ネットワークや共同研究体制が形成されることにより、公的研究機関の有する独創的な技術シーズと企業の実用化ニーズが相互に刺激しつつ、連鎖的に技術革新とこれに伴う新産業が起こるシステム。文部科学省では、平成14年4月に12事業実施地域を、15年2月に、3地域を指定し、知的クラスター本部の設置や科学技術コーディネータの配置等を実施している。

知的財産権（ちてきざいさんけん）

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4種の産業財産権に、さらに著作権や品種登録などを加えたものの総称。

・特許権（とっきょけん）

新規な発明を創作した者に与えられる独占権。特許権を得るためには、特許庁に対して特許出願を行い、審査を経なければならない。存続期間は特許出願の日から20年。

・実用新案権（じつようしんあんけん）

物品の構造、形状に関する考案を保護する権利。特許と異なり、形式的な審査のみを行う無審査主義を採用。存続期間は、出願から6年。

・意匠権（いしょうけん）

物品の形状や模様などのデザインを保護する権利。存続期間は、登録の日から15年。

・商標権（しょうひょうけん）

商品やサービス（役務）を識別する商標を保護する権利。存続期間は、一応10年で満了するが、登録の更新により、永久的な権利の存続が可能。

・著作権（ちよさくけん）

思想または感情を創作的に表現したものを保護する権利で、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するもの（プログラムを含む）。保護期間は、著作者の存命中および死後50年（ただし、映画の著作権は、70年）。

・種苗法（しゅびょうほう）による品種登録（育成者権）

農産物の新品種の育成者の権利を保護するために、品種を登録する制度により、登録品種や従属品種を利用する権利を育成者に専有させるもの。

知的所有権センター

地域における特許情報の利用・発信の基地として、各都道府県に設置されているもので、中小企業等の技術開発を支援するもの。全てのセンターで、特許情報の閲覧、特許情報の利用等に関する指導・相談が受けられる。また、センターでは、特許流通アドバイザー、及び検索アドバイザーが配置されており、無料で相談が受けられる。愛知県では、県の産業技術研究所（刈谷市）内に設置されている。

特許電子図書館（とっきょでんしとじょかん）

特許庁がインターネット上で無料公開している特許情報のデータベース。略称 IPDL。

特許流通アドバイザー

円滑な特許流通の拡大と普及を図るため、各都道府県の知的所有権センターやTLOで、特許流通の相談や情報提供を行う知的財産権とその流通に関する専門家。

特許流通フェア

特許導入を希望する企業と特許提供を希望する企業や大学等が一堂に会し、マッチング

するイベント。平成9年度から各経済産業局で実施されている。

ナノテクノロジー

ナノメートル(nm:1メートルの10億分の1)で定義できる物質を創製、自在に制御し、またそれらの物質の性質や機能を組み合わせ、素材、IT、バイオテクノロジーなどの産業に生かす技術。21世紀の最重要技術と位置づけられ、学際的な研究分野として注目を浴びている。

ノウハウ

公開されていない、秘密性のある技術的情報。特許出願すると内容が公開されるため、これを嫌い、特許出願せず、ノウハウとして技術を秘密にする例が見られる。この場合、ノウハウを営業秘密として管理し、守っていく工夫が必要。

不正競争防止法(ふせいきょうそうぼうしほう)

他者を妨害したり、欺いたりして、商売上の競争的地位を不正に優位ならしめようとする行為を規制するもの。商品ブランドや形態の模倣、秘密管理されている技術・営業上の有用な情報を不正な手段で取得、使用、開示する行為、原産地を偽って表示すること等が禁止されている。

ベンチャーキャピタル

ベンチャー企業への投資を専門的に行う投資会社。ベンチャー企業に出資(株式の取得)し、その企業が成功し、株式公開した際に得られる利益(キャピタルゲイン)を収入としている。

ロイヤリティ

ライセンスによる特許の実施承諾に対して支払う対価、報酬。特許権料のこと。

JST

独立法人科学技術振興機構(Japan Science and Technology Agency)の略称。文部科学省の学術研究や共同研究の促進施策において中心的な役割を果たしており、地域結集型共同研究事業などの研究開発事業を展開している。

MOT

Management of Technology(技術経営)の略。新規事業の創出、技術革新を目指した技術の管理手法を供給する。技術を速やかに事業化するための人材育成に必要な教育として、産学連携施策の一環として「MOT」教育が推進されている。

NEDO

新エネルギー・産業技術総合開発機構(New Energy and Industrial Technology Development Organization)の略称。産学連携の促進施策において中心的な役割を果たす。経済産業省の補助を受け、大型の研究開発支援制度の実施を行っている。

NPO

Non-Profit Organizationの頭文字。「民間非営利団体」と訳される。営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間の団体のことをいう。

P D C A

P (Plan)・D (Do)・C (Check)・A (Action) という事業活動の「計画」「実施」「監視」「改善」サイクルをあらわす。知的財産をとりまく環境は変化が著しく、継続的改善とは切っても切れない関係にあり、PDCA が欠かせない。

T L O

技術移転機関 (Technology Licensing Organization) の略称。大学の技術、アイデア、発明を評価・特許化し、適切な企業へ積極的にマーケティングを行い、技術移転に結びつける機関。このような TLO の設立を促進するため、平成 10 年に「大学等技術移転促進法」が制定され、この法律に基づき、文部科学大臣と経済産業大臣の承認を受けると、助成金の交付や産業基盤整備基金による債務保証等の支援措置を受けることができる。